

議案第24号

新市まちづくり計画

むつ市

目次

第Ⅰ章 序論

- 1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第Ⅱ章 計画の基盤と背景

- 1. 本市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 地域の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3. 地域の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第Ⅲ章 主要指標の見通し

- 1. 人口及び世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 2. 産業別就業人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第Ⅳ章 新市まちづくりの基本方針

- 1. 本市の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2. 本市のまちづくりの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3. 施策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第Ⅴ章 県事業の推進

- 1. 青森県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 2. 本市における青森県事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

第Ⅵ章 公共施設の適正配置と統合整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

第Ⅶ章 行財政計画

- 1. 行政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 2. 財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

第Ⅷ章 広域行政

- 1. 行政連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
- 2. 観光連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

- <参考資料> 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

第 I 章 序論

1. 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）に基づき新・むつ市長期総合計画（平成 14 年策定）、川内町第 4 次長期総合計画（平成 13 年策定）、新大畑町総合計画（平成 15 年策定）、第 3 次脇野沢村長期総合計画（平成 13 年策定）等の計画を踏まえて作成された新市まちづくり計画（※）（平成 16 年策定）を踏襲し、かつ、尊重して作成されたむつ市長期総合計画後期基本計画（平成 24 年策定）をもとに作成するものであり、4 市町村の一体化を促進し、地域の一体的な発展と住民福祉の向上を図るための本市の将来ビジョンを示すものです。

2. 計画の構成

本計画は、本市のまちづくりを推進していくための基本方針と、それを実現するための主要施策、公共施設の適正配置と統合整備及び行財政計画を中心に構成します。

3. 計画の期間

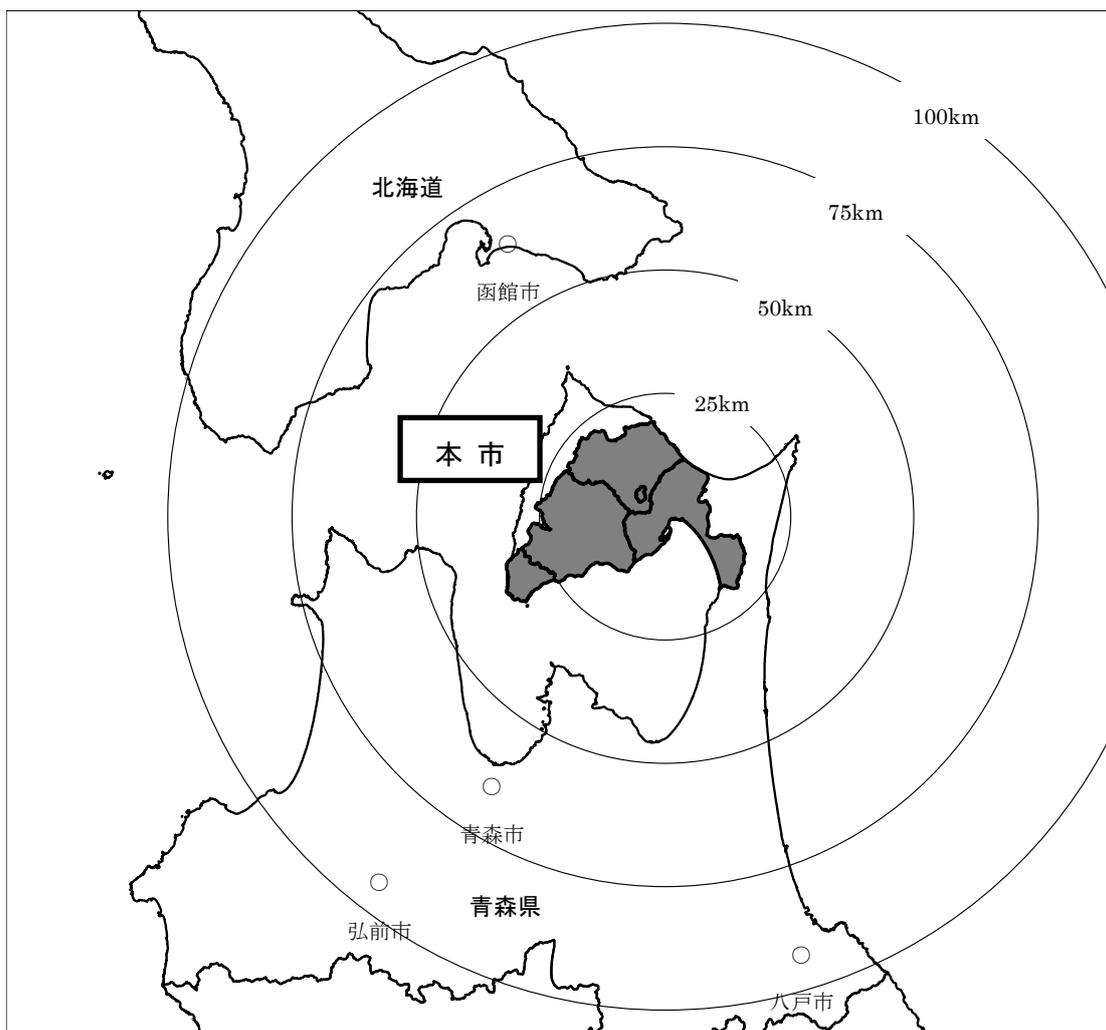
本計画の期間は、合併特例法による財政措置の特例期間である平成 17 年度から平成 31 年度までの 15 年間とします。

第Ⅱ章 計画の基盤と背景

1. 本市の概況

(1) 位置

本市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島に位置し、南北約 35km、東西約 55km にわたっています。陸で接する市町村は、東に東通村、南に横浜町、西・北に大間町、風間浦村、佐井村となっています。また、南から西にかけては、陸奥湾・平館海峡を挟んで青森市など県内各市町村と面し、北は津軽海峡を挟んで北海道と面しています。



※地図中の円は、現在のむつ市中心部付近からの距離を表しています。

(2) 面積

本市の面積は 863.79 k m² (平成 22 年国勢調査) となります。

面積の状況

地区名 (合併前市町村)	面積 (k m ²)	構成比
むつ地区	245.89	28.40%
川内地区	323.67	37.50%
大畑地区	235.63	27.30%
脇野沢地区	58.60	6.80%
新市計	863.79	100.00%

資料) 国勢調査 (平成22年)

(3) 自然環境

本市の地形は、恐山山系の外輪山を形成する釜臥山を中心とし、東部は平野など比較的なだらかな地形が広がり、北部及び西部は自然に溢れ、緑豊かな山地や台地が海岸近くまで迫る山岳地形となっています。

本市は、四季のはっきりとした気候で、夏季は短く、温暖で湿度が少ない、比較的過ごしやすい季節ですが、冬季は降雪期間が長く、積雪が最大となる2月中旬には、恐山等の山間部で1m以上、平野部及び海岸部ではおおむね70cmの積雪となり、厳しい気象条件となります。

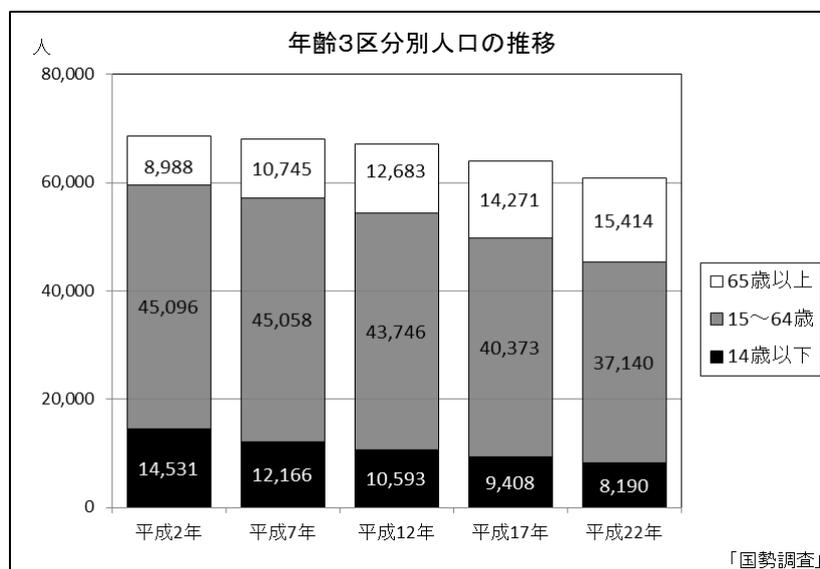
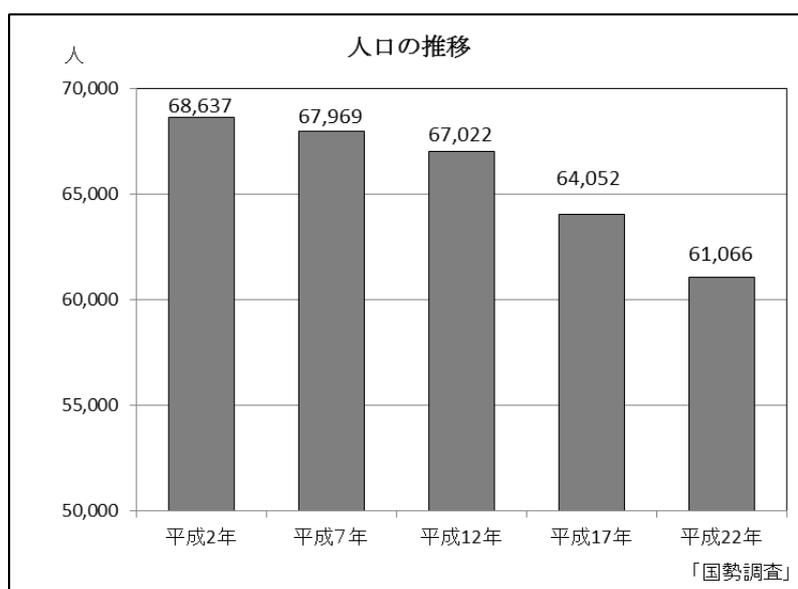
一方、下北半島国定公園の広範囲にわたる部分が市域に存在することから、各地に風光明媚な景色や温泉が点在するなど、豊かな自然の恵みを受けた地域となっています。

(4) 人口及び世帯

①人口

平成22年国勢調査における人口は61,066人であり、戦後の推移をみると、昭和60年の71,857人をピークに減少傾向にあります。

また、世代別人口についてみると、平成22年では、年少人口(0～14歳)は8,190人、老年人口(65歳以上)は15,414人で、総人口に占める比率はそれぞれ13.41%、25.24%となっており、今後も少子高齢化が進行すると予想されます。

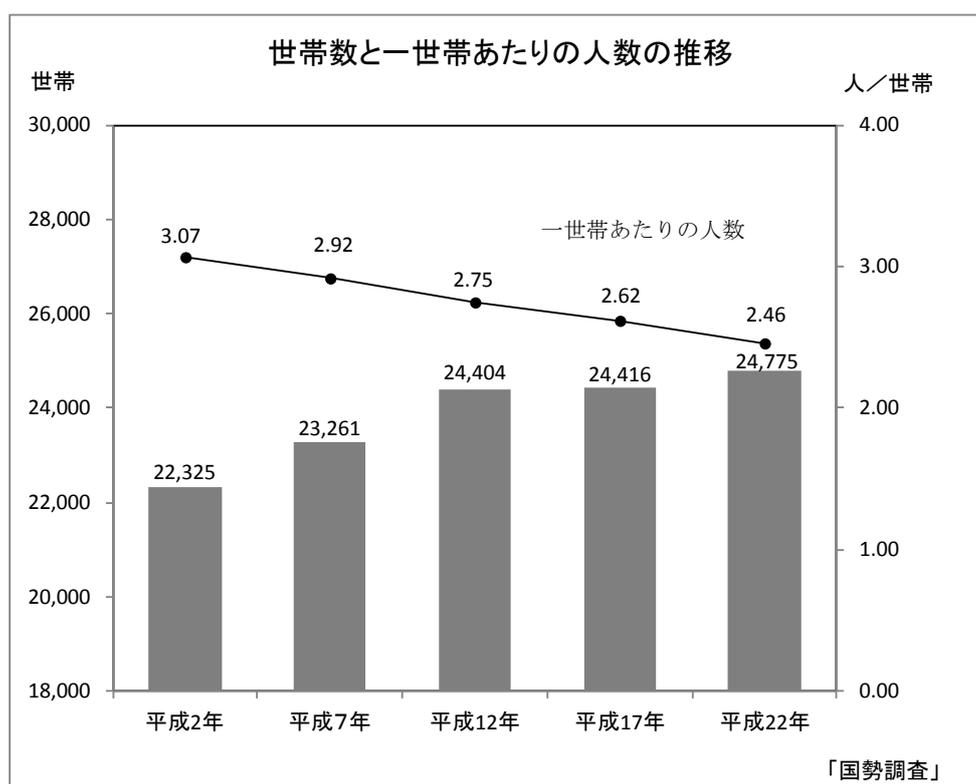


注) 年齢3区分別人口では年齢不詳を除くため、総人口と一部数値が合わない箇所もあります。

②世帯数

平成22年国勢調査における世帯数は24,775世帯であり、国勢調査毎の世帯数は増加傾向を示しています。

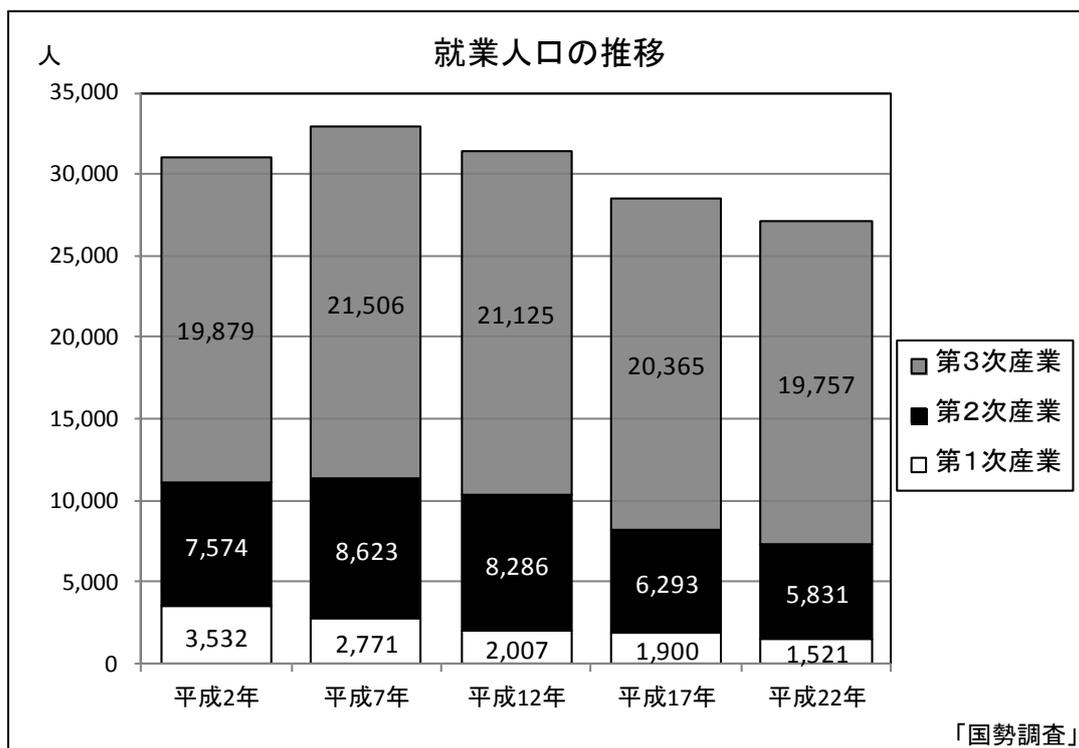
一方で、1世帯あたりの人数は、平成22年時点では2.46人となっており、近年減少傾向が見られ、世帯の小規模化が進んでいます。



(5) 産業構造

本市の国勢調査における産業別就業人口を見ると、各産業分野とも就業者数は減少傾向にあり、特に第1次産業の減少が顕著となっています。

就業者総数も平成17年から2万人台に減少していますが、人口の減少や少子高齢化の進行に伴い、更に減少することが予想されます。



注) 第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、

卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

2. 地域の特徴

本市のまちづくりの基本方針に係わる本地域の特徴について、以下のようにとらえます。

(1) 多自然居住（※）空間の形成

本市は、豊かな自然環境の中で生活や産業が営まれており、都市空間とは異なった役割、特性を持った地域です。このような特性を活かして、循環型の社会など、自然と共生した独自性のある地域づくりを目指すことが可能な地域です。

(2) 自然の恵みを活かした産業づくり

本市の産業の基盤は、豊かな自然であり、これをベースに観光などの産業が展開されています。今後も、豊かな自然に立脚した産業を活かしながら、総合的な産業活性化を図ることが可能な地域です。

(3) やすらぎある地域

本市は、様々な文化が融合した地域であり、また、自然環境、温泉、食文化、歴史文化など、特色ある地域資源を有し、住民の心の豊かさを醸成するとともに、来訪者に対して癒しの空間を提供しています。このような特性を活かし、住む人や訪れる人にやさしい、やすらぎのある地域を形成することが可能な地域です。

(4) 北海道と本州との交流地点

本市北部及び隣接の北通り地域（大間町、風間浦村、佐井村）は、津軽海峡を挟んで北海道と面し、旧来から交流が盛んであり、現在でも多くの交流活動が行われています。このような地域特性を活かし、独自性のある地域づくりを行うことが可能な地域です。

3. 地域の課題

本市のまちづくりの基本方針に係わる本地域の課題について、以下のようにとらえます。

(1) 財政の再建

本市においては、市税の減少傾向が続いていることに加え、地方交付税（※）については、近年、多少の増加傾向で推移してはいるものの、平成 27 年度からは市町村合併による加算措置が段階的に減少していくことから、一般財源（※）の確保が非常に困難な状況にあります。

一方、歳出では、団塊世代（※）の大量退職により人件費の減少が見られるものの、少子高齢化や障害者の自立支援対策等のほか、生活保護費の増加による扶助費（※）の増大、インフラ（※）整備等の事業実施に伴う公債費（※）の高止まりなど、義務的経費（※）の割合が歳出全体の 4 割近くを占め、依然として財政の硬直化が著しい状況にあります。

このため、職員の削減等により組織機構のスリム化に取り組むとともに、積極的なアウトソーシング（※）の導入による物件費（※）等の抑制、公債費負担の軽減を図るための市債（※）発行額の抑制等、計画的かつ効率的な財政運営がますます重要となっています。

地方分権（※）の進展により、地方公共団体の経営という視点が今まで以上に問われる時代ですが、住民福祉の向上や地域経済の振興等、活力ある地域社会を実現していかなければなりません。

平成 22 年度一般会計決算において、累積赤字を解消し黒字に転換したとは言え、地域社会を健全な形で経営していくためには、持続可能な財政運営を推進することが最も重要な課題であり、電源地域という特性を最大限に活用しながら安定的な財政基盤の確立を図る必要があります。

(2) 医療機能の再編

むつ市及び下北郡内町村は、地域の医療を守るため、昭和 46 年に一部事務組合下北医療センターを設立し、下北地域保健医療圏域内の病院及び診療所を運営していますが、経営健全化と医師不足解消が大きな課題となっています。

経営健全化については、安定的な収益確保と経費削減による不良債務（※）の解消を図るほか、組合機能の健全化が重要です。

現在の病院及び診療所の運営は個々の構成市町村に委ねられており、一元管理のメリットが活かされていないため、圏域内での機能分担と連携体制を維持しつつも、組合組織の見直しを図る時期に差しかかっています。

医師不足解消については、国は、医学部の定員を増やすなどして医師不足解消に努めています。が、当地域の医師不足が解消される保証はありませんので、医師のやりがいやモチベーションの保てる環境づくりが必要です。

また、むつ総合病院では、弘前大学を中心とする医師招聘ルートや臨床研修指定病院としての研修医受入れ等により医師確保に努めています。が、いかにして限られた医師の効率

的活用を図るかが大きな課題となっています。

医師不足と並び看護師不足も深刻で、看護師修学資金貸与制度を創設するなど看護師の確保にも努めなければなりません。医療提供体制の弱体化は、医療サービスの低下に留まらず、経営上の不利も招くだけに計画的な人材確保が求められます。

超高齢化社会を迎え、安心して住めるまちづくりを進めるためには医療の充実が不可欠であり、自治体病院機能再編成計画の着実な実行、また、医療機関までの交通アクセスなど周辺環境の改善を図っていくこと、さらには医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制の強化が重要です。

(3) 交通ネットワークの改善

本市は、極めて広い面積を有し、集落間の距離も長いことから、単一自治体としての一体感、連帯感の醸成のためには、道路網の整備による距離感、隔絶感の解消が重要です。このためには、周辺各地区からむつ地区へはもちろん、各地区間をつなぐ路線の整備も必要となってきます。

道路状況については、骨格である国道 279 号及び 338 号に大きく依存しており、災害などで通行不能となった際には、地域の孤立化が懸念されています。このような状況の中で、高速交通体系を担う下北半島縦貫道路をはじめ、両国道、地域間をつなぐ県道等の整備や J R 大湊線の安定的な運行が大きな課題となっています。

また、本市やその周辺には、自衛隊基地や原子力関連施設が集積しており、昨今の世界情勢等をみれば、当地域がテロ行為の対象や自然災害に伴う原子力事故が発生する可能性もあることから、それら有事における避難手段として、また災害復旧のための緊急輸送手段としても下北半島縦貫道路をはじめとした高速交通体系の早期整備や空路、海路を含めた移動手段の整備が急がれます。

一方、バス交通における路線バスは、高齢化が急速に進む中、お年寄りや子ども等にとって欠かせない地域交通手段となっていますが、そのほとんどが赤字路線であり、一部の路線では事業が成り立たず廃止される事態となっています。このようにバス事業者の経営環境がますます厳しい状況に置かれている中、当市でも大畑町地区においてデマンド型タクシーの運行が開始されるなど、バスに代わる新たな交通手段を確保する取り組みが全国的に行われており、今後も持続可能な公共交通の仕組みづくりや地域の実情にあった交通手段について、地域住民とともに検討を進めていく必要があります。

さらに、広域的な観点からみると、下北半島地域から青森市へのアクセスである離島航路、北海道や津軽半島へのフェリー航路といった海上交通の維持充実が地域の課題となっています。また、県内の空港や新幹線停車駅へのアクセス改善も大きな課題となっています。

(4) 消防・防災体制の整備

消防・防災は、地域における安心・安全な暮らしを支える上で極めて重要です。常備消防(※)については、現在、むつ市及び下北郡各町村が下北地域広域行政事務組合を設置して取り組んでいます。

しかし、消防・防災関連の既存の施設や設備の老朽化等が進んでおり、その整備充実が重要課題となっています。

非常備消防組織である消防団は、地域に密着した組織であり、広大な面積を持つ本市においては、消防団の持つ地域密着性や機動力を考えれば、災害時等の役割はますます重要となることから、減少傾向にある消防団員の確保が課題であり、今後、更なる組織の強化や常備消防との連携が必要となっています。

また、災害に強い陸上交通、海上交通等の整備充実も重要な課題となっています。特に、陸路による避難が不可能となった場合には、港湾・漁港施設を活用して、海路により避難する必要があることから、既存の港湾・漁港施設に係る防災機能の拡充整備と強化が望まれます。

さらに、各港湾・漁港施設へのアクセス道路を整備することが必要となっています。

下北半島地域では、本市に建設され稼動予定の使用済燃料中間貯蔵施設(※)、隣接する東通村の原子力発電所、大間町で建設中の全炉心でMOX燃料(※)を使用する原子力発電所、隣々接となる六ヶ所村には再処理工場をはじめとする原子燃料サイクル施設(※)等、原子力関連施設が集中し、他の地域にはない特殊な事情を抱えていることから、これらの施設に起因する原子力災害に対する広域的な防災体制の整備が重要な課題となっています。

(5) 情報ネットワークの整備

インターネットや携帯電話などICT(情報通信技術)(※)の進展はめざましく、その活用による様々なサービスの効率的な提供が求められる中、本市においても電子自治体(※)を推進するため、市町村合併を契機に各公共施設間の情報基盤として、光ファイバー(※)による高速通信網の整備を行っています。

平成22年度には、地域情報通信基盤整備事業により、民間のブロードバンド(※)未整備地域に対して光ファイバー網の整備を行い、地域における情報格差の解消を行っています。このことから、インターネット利用に関しての大きな情報格差については、徐々に解消されるものと考えており、これら情報ネットワークの利活用により、行政サービスや企業等の活動に様々な可能性が期待されています。

一方、潜在的に存在する世代間の情報格差是正についてはITサポート(※)の充実や地域ICT(※)リーダー(※)の育成等きめ細かな対応による格差解消を進める必要があり、特にシニア世代や地域事業者向けのICT研修は新たな重点施策と位置づけ、研修

体制の整備、サポーターの確保、常設的に利用できる施設整備等を進めることが課題となっています。

また、情報ネットワークの進展に伴い、むつ市ではセキュリティ基盤の強化、個人情報の管理、アプリケーション（※）の提供方法等、新たな仕組み作りに対応していく必要があります。さらには、自然災害による障害等も考慮しながら、市民の権利や利益を守り、行政の安定的、継続的な運営のために、電源の確保や重要データの分散化などにも取り組む必要があります。

（６）産業の活性化及び雇用の創出

本市は、少子化の進む中、就業場の不足等から若者が市外に流出しているため、急速に高齢化が進んでおり、地域活力の減退が懸念されています。

また、住民の意向としては、特に重点的に取り組むべき施策として、働く場所の確保や新しい雇用の創出への関心が高くなっていることから、産業の振興により若者に魅力のある就労の場を創造することが求められています。

本市は、海に囲まれ、沿岸部を中心とした農地や内陸部の豊かな森林に覆われていることから、各地域の特性を活かす形で農林水産業が発展してきましたが、近年の環境変化の中で厳しい状況におかれています。

また、これまで企業誘致や地元企業の人材育成を積極的に行うなど、雇用の場の確保に向けて努力してきましたが、我が国の産業を取り巻く環境変化の中で、将来的にも厳しい状況は続くものと考えます。

このような現状の中で、地域の持っている特色ある資源を活かした、地域ならではの産業づくりによる雇用の創出がますます重要となっています。豊かな自然資源を育み活かした付加価値の高い農林水産業の6次産業（※）化をはじめ、自然環境や温泉、歴史や風土・文化を活かした観光開発、原子力や再生可能エネルギーなどの関連産業の創出、海を活かした海洋科学関連産業、むつ地区を中心とした新たなサービス産業の創出など、本市における各地区の特性を活かした多様な産業の育成が重要な課題と言えます。

（７）電源立地に係る振興策

下北半島地域では、本市において操業を目指している使用済燃料中間貯蔵施設、隣接の東通村の原子力発電所、大間町に建設中の全炉心でMOX燃料を使用する原子力発電所、隣々接となる六ヶ所村には再処理工場をはじめとする原子燃料サイクル施設等、原子力発電施設等の立地や計画があります。

発電用施設等の周辺地域に対しては、電源三法に基づく交付金制度（電源三法交付金（※））があり、地域振興のための事業等に活用してきましたが、今後も市全体の発展と魅力ある地域の形成を目指し、その活用方法を検討していくことが必要です。

(8) 少子高齢化対策

本市の世代別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口比率が大幅に減少する一方で、65歳以上の高齢化率(※)が高まる傾向が顕著となっています。こうした少子高齢化の進展により、労働力や税収の減少など、地域活力の低下につながることを懸念されています。

少子高齢化に係る問題は、関連する分野も多いことから、少子化、高齢化を別々に捉えるのではなく、地域社会の構造の変化として総体的に捉えていくことが必要となっています。

少子化対策としては、安心して子どもを産み育てられるよう子育てに係る施策等への取り組みがますます重要になってきています。

また、高齢化の進展に伴い、医療・福祉サービスの充実や生きがいづくりなどにより、高齢者が安心して、かつ、生き生きと暮らすことができる社会を築いていくことが求められます。

(9) 地域の総合力の向上

本格的な地方分権の時代となり、地域のことは地域で責任をもって決め、行動することがこれまで以上に求められており、地方自治体の果たすべき役割は一層大きくなってきています。そのため、地方分権に対応した専門的で高度な行政サービスを提供することができる行財政基盤の強化充実を図る必要があります。

また、これからは、住民と行政がそれぞれの果たすべき役割を明確にするとともに、住民の積極的な市政への参画を促進し、市民と行政が協働することにより調和と活力のあふれる地域づくりを進めていくことが大切です。

本地域の特色ある自然、歴史、文化、産業、科学技術関連施設等の集積、そして、豊かな人材を総合的に活かし、地域の総合力を向上させ、個性あふれる地域づくりを推進することが課題となっています。

特に、本市は合併によって県内一広い行政区域を有することとなったことから、これまでの各地区の特色ある地域づくりを活かしつつ、各地区の連携を強めながら、市としての総合力の向上を図っていくことが重要となります。

(10) 地域の人づくり

本市が活力と魅力あふれる地域であるためには、創造性に優れ、豊かな感性を持ち、自立性・個性に富んだ人材を育てていく必要があります。

人は、環境の子と言われるように、次世代を担う子どもたちには、できる限りすばらしい教育環境を整える必要があります。地域においては、地域によるコミュニティ活動などへの参加意欲を醸成し、地域社会への理解と絆を高めていくことも必要です。

また、近年、犯罪の凶悪化や低年齢化が大きな社会問題となっていますが、これらは、核家族化の進展や他人への無関心が高まっていることなどの社会構造の問題が根底にある

ものと思われます。

本市がやすらぎのある地域であり続けるためにも、これらの問題に対して、「人づくりは家庭から」、「地域住民が見守り支え合う人づくり」を目指すため、地域の一人ひとりが共生共助でつくる豊かな地域社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

第Ⅲ章 主要指標の見通し

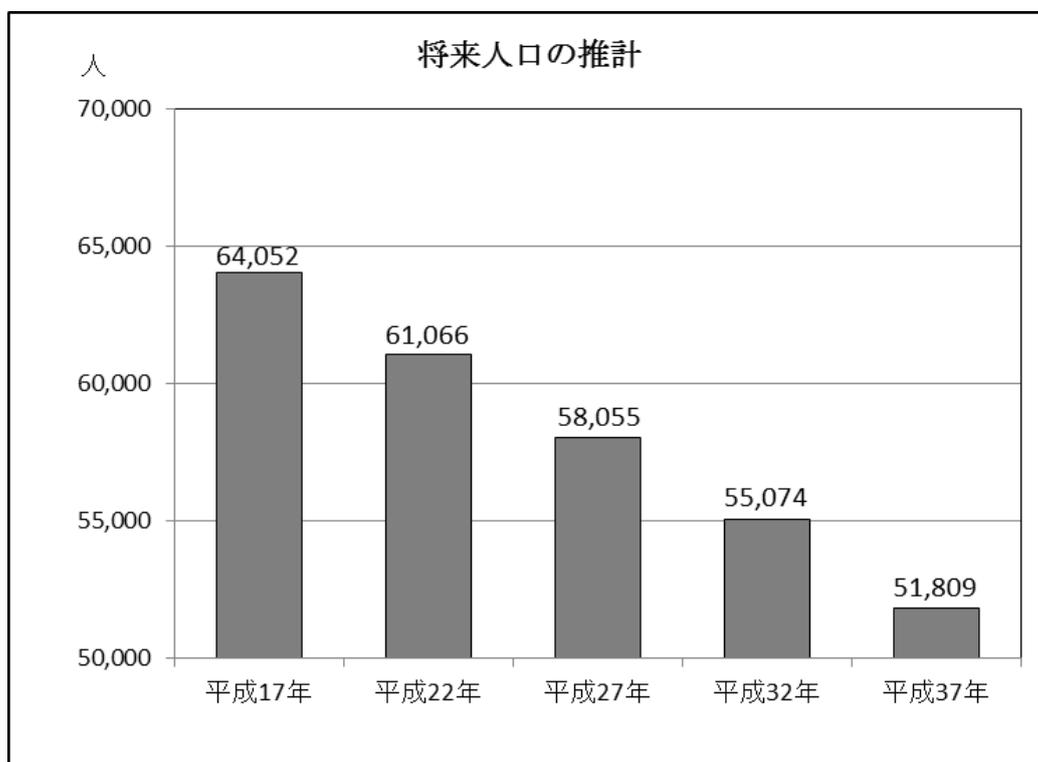
1. 人口及び世帯数

(1) 人口

①総人口

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に発表した、「日本の地域別将来推計人口」によると、平成37年の本市の推計人口は51,809人と見込まれています。

これは、平成22年国勢調査人口と比較すると、約9,200人の減少、比率に換算すると、15.2%の減少となります。



②世代別人口

本市の世代別人口は減少傾向を示し、平成37年には、15歳未満の年少人口は5,362人（総人口に占める比率10.3%）、15～64歳の生産年齢人口は27,598人（53.3%）、65歳以上の老年人口は18,849人（36.4%）となることを見込まれます。

年少人口及び生産年齢人口がともに減少し、老年人口は数・比率とも増加することとなり、本格的な少子高齢社会になることが予想されます。

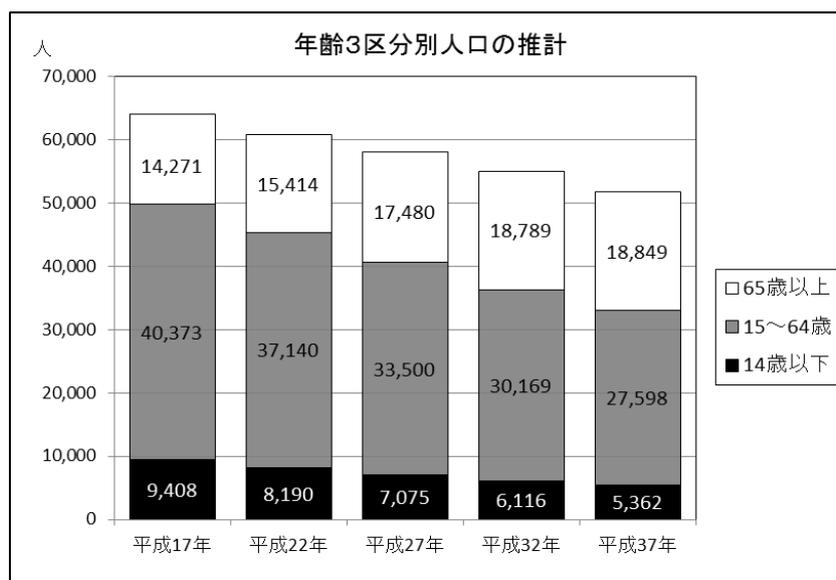
世代別人口の見通し

	国勢調査人口		推 計 人 口		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
年少人口 (0～14歳)	9,408人 14.7%	8,190人 13.4%	7,075人 12.2%	6,116人 11.1%	5,362人 10.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	40,373人 63.0%	37,140人 60.8%	33,500人 57.7%	30,169人 54.8%	27,598人 53.3%
老年人口 (65歳以上)	14,271人 22.3%	15,414人 25.2%	17,480人 30.1%	18,789人 34.1%	18,849人 36.4%
総人口	64,052人	61,066人	58,055人	55,074人	51,809人

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成25年3月推計値）」による。

※世代別人口の上段は人口、下段は総人口に占める比率

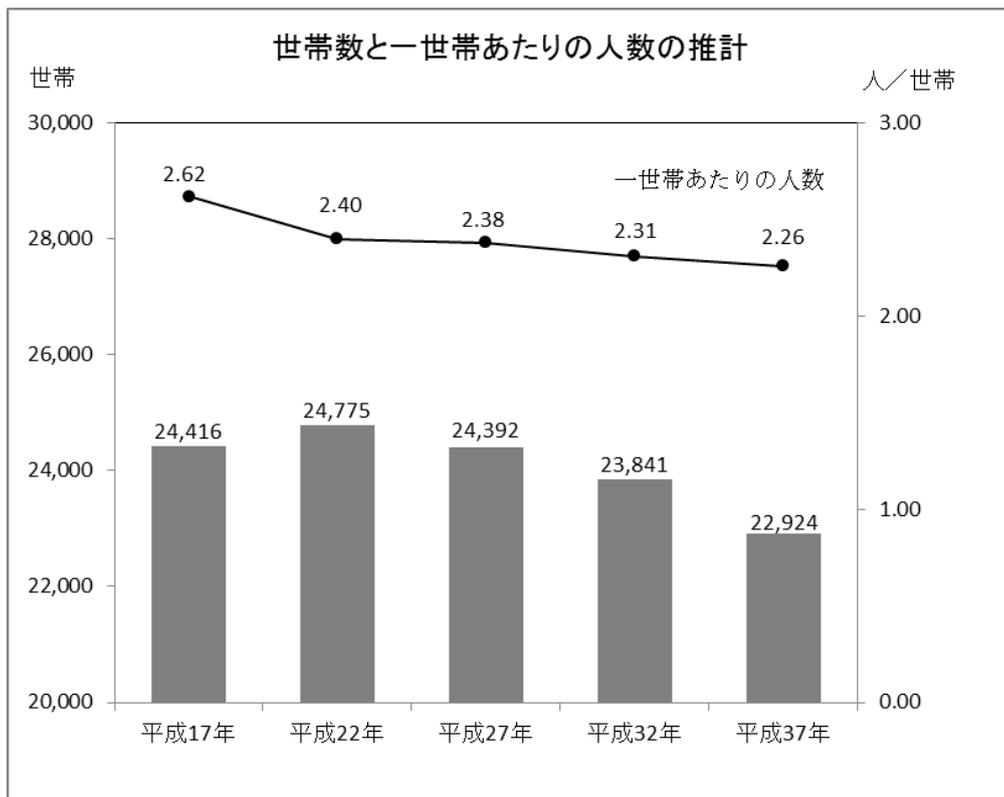
※各数値は年齢不詳を除くため、総人口と一部数値が合わない箇所もあります。



注) 年齢3区分別人口では年齢不詳を除くため、総人口と一部数値が合わない箇所もあります。

(2) 世帯数

平成37年の推計世帯数は22,924世帯であり、平成22年国勢調査と比較すると1,851世帯の減少が見込まれます。また、世帯の小規模化が一層進むことも予想されます。



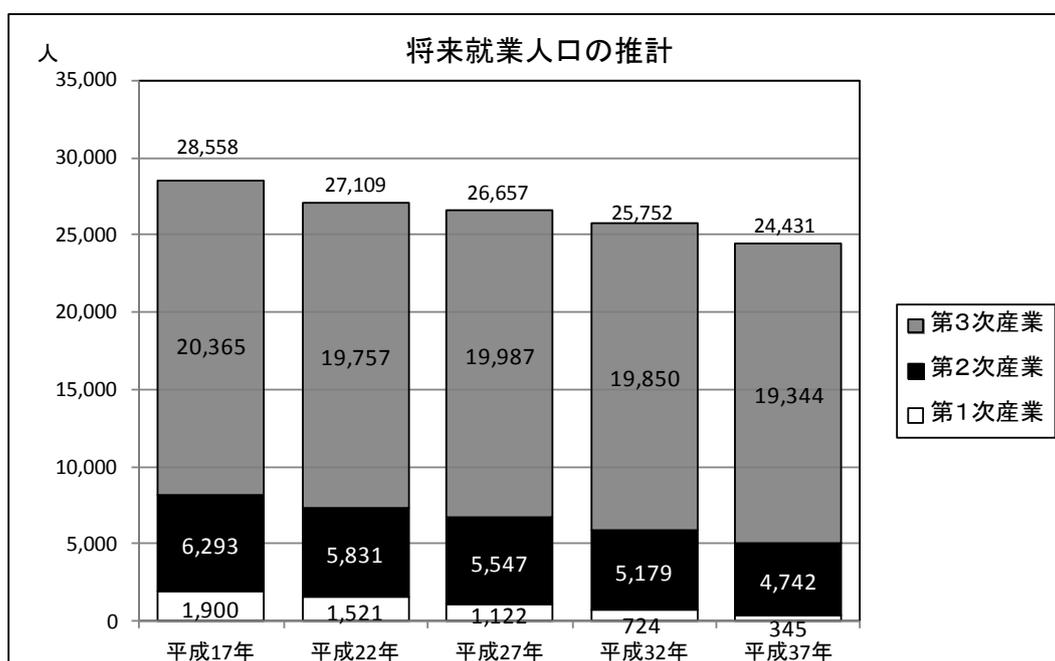
※将来人口推計値や過去の傾向などをもとに推計

2. 産業別就業人口

少子高齢化の進行に伴い、平成37年の推計就業人口は24,431人となることを見込まれます。これは、平成22年国勢調査と比較すると、約2,600人の減少となります。

また、平成37年の産業別就業人口は、第1次産業（農林水産業）は345人（就業者全体の1.4%）、第2次産業（建設業、製造業など）は4,742人（19.4%）、第3次産業（サービス業、エネルギー関連産業、公務など）は19,344人（79.1%）となることが予測されます。

各産業分野とも就業者数は減少傾向にあります。とりわけ第1次産業の減少が顕著となっています。



注) 第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、

卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

※将来人口推計値や過去の傾向などをもとに推計

第IV章 新市まちづくりの基本方針

1. 本市の将来像

「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」

本市は、豊かな自然環境の中で生活や産業が営まれており、大都市空間には見られない役割や特性を持った地域となっています。このような特性を活かして、循環型社会（※）の形成など、人と自然が共生し、双方が輝く地域づくりを目指すことが可能な地域です。

地域の基幹産業である農林水産業は、豊かな自然資源を活かしながら展開されてきましたが、水揚げや魚価の低迷、食料の輸入自由化等により農林水産業は大変厳しい状況にあります。

また、当地域は、様々な文化が融合した地域であり、自然環境、温泉、食文化や歴史文化などの特色ある地域資源を有し、それが市民の心の豊かさを醸成するとともに、来訪者に対して癒しの空間を提供しています。

このような特色を活かし、第1次産業である農林水産業と観光産業を結びつけた総合的な産業の活性化を進めていく必要があります。

一方、国においては、地方分権の推進を進めており、これからの地方自治体は、自らの判断で自らの責任の下に地域経営（※）をしていかなければならない状況に置かれてきています。

本市は、半島地域という特色ある地域環境を活かしながら、農林水産業、観光産業、原子力関連産業、海洋科学関連産業、サービス産業等を活用し、独自性及び自立性のあるまちづくりを進めていきます。

2. 本市のまちづくりの方針

市の将来像である「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の実現のために、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」を方針として、それぞれの分野において目標を定め、地域資源を活かしながら、行政と市民の役割分担を明確にした市民協働（※）のまちづくりを目指します。

（1）地域の個性を活かした特色あるまちづくり

本市のまちづくりは、一つの行政体として全く均質の地域を形成していくことではありません。地域の活力の創造という点からは、むしろ地域が持っている個性を大切にしながら、それぞれが特色ある地域づくりを行い、その地域が一つの行政体の中で連携することにより、大きな力が生み出されると言えます。

本市は、風光明媚な自然環境や景観によって国定公園の指定を受けていることから、自然保護思想の徹底化や自然との共存共栄を図り、また、世界の海で地球環境の保全や解明に活躍し、本市に母港を有する海洋地球研究船「みらい」とともに、自然保護、保全への取り組みと豊かな自然環境を世界に向けて発信していくことが重要です。

さらに、新エネルギー（※）に係る施設整備が検討されるとともに、使用済燃料中間貯蔵施設の建設が進められ、近隣にも原子燃料サイクル施設、原子力発電所や国家石油備蓄基地が所在しており、当地域は、正しくエネルギー基地としての様相を色濃くしていることから、人と自然とエネルギーが共存共栄する一地域、一国家を超えた地球的課題への取り組みを発信し続けていかなければなりません。

また、一方では、多種多様な海産物を中心とする豊かな自然の恵みを活用した食文化の一層の進化と、それを活用した特色ある産業の育成や観光産業への活用及び海洋科学研究拠点の形成等に取り組んでいくことが必要であり、特に観光振興については、自然に育まれた多彩な癒しの効果を活用した戦略を展開していかなければなりません。

このような取り組みを通じ、地域の最も大きな命題の一つである雇用機会の増大を図っていくことが必要です。

（2）市民参加による一体的な新しいまちづくり

本市のまちづくりは、新たな地域づくりのためのきっかけとなるべきものであることから、多くの市民の参画により地域全体としての一体感を醸成するとともに、地理的にもこれまで以上に密接な連携を図っていくことが求められます。

このためには、インフラの整備により地域の一体性を高めるとともに、市民の協働システム、地域コミュニティ（※）の構築、新たな行政システムづくりなどが必要であり、市民参加の多様な機会をつくり、市民が気軽に新しいまちづくりに携わることができる場の整備が必要です。

(3) 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

本市のまちづくりは、新たな社会の要請に応えるための仕組みづくりであり、その基本的なところは、地域に住む人々が多様な社会環境の変化の中で、生き生きと安心した生活ができることを前提とすることが重要です。

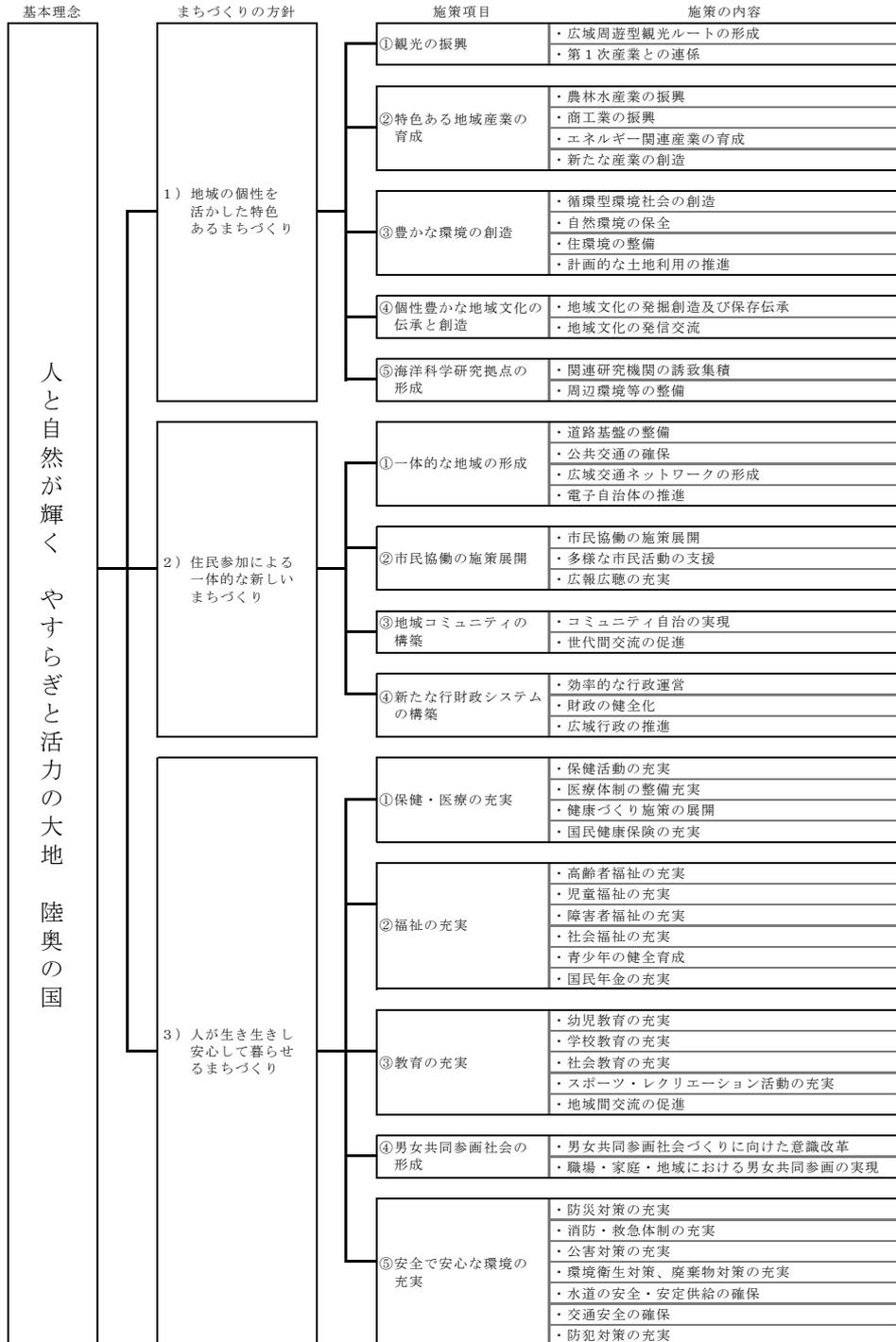
このためには、急速に進む少子高齢化社会への対応が喫緊の課題であり、高齢者や子育て支援に係る施策を充実し、次の時代を担っていく若者の育成のため、教育の充実を図るとともに、若者がこの地に住み続けたいと思えるような地域づくり、さらには、男女共同参画社会（※）に向けた地域全体の仕組みをつくっていかねばなりません。

また、このような安心して暮らせる環境を整備するために、徹底した防災等への取り組みを行っていくことが必要です。

3. 施策の基本方針

(1) 施策の体系

本市のまちづくりの方針を実現するための具体的な施策として、本市の施策の基本方針を次のとおり示します。



(2) 施策の概要

1) 地域の個性を活かした特色あるまちづくり

① 観光の振興

多様な地域資源を有する本市にとって、観光は地域資源を活用した経済活動を生み出す上で重要な戦略となります。東北新幹線八戸駅の開業により首都圏と本県が身近になり、さらに、平成22年には、新青森駅まで延伸されたことから、観光客の増加が大いに期待されます。

○ 広域周遊型観光の形成

本市の多様な観光資源の連係を図るとともに、周辺の観光地との連係を図ることにより、広域的な周遊型観光ルートを形成し、観光客の入込みの増大を図ります。

・誘客のための周遊ルートの整備

(市内観光ルートの整備、下北半島・北海道道南・津軽・南部地域との広域周遊ルートの整備、交通アクセスの改善、観光サイン整備 等)

・誘客のための情報発信

(下北半島の広域ポータルサイト(※)整備、観光パンフレットの作成・活用、広域観光キャンペーンの展開 等)

・魅力ある観光プログラムの提供

(各種産業、生活及び文化と連携した観光資源の発掘、観光メニューの開発、観光商品造成の支援、観光地域づくりプラットフォーム整備 等)

・受入体制の整備

(下北の自然を紹介するガイド育成、観光関連産業におけるホスピタリティ(※)の醸成、観光施設の適正配置及び管理 等)

○ 第1次産業との関係

本市の特徴的な産業である農林水産業を観光資源として活かし、その魅力を高めながら、第1次産業の振興に結びつけていきます。

・第1次産業を活用した各種ツーリズム(※)の展開

(農林水産業を活かしつつ共存共栄を目指した各種ツーリズム実施のための受け皿整備や情報収集 等)

・観光関連産業における地産地消(※)の促進

(観光客へ伝統的食文化の紹介や安全・安心な食材の提供、観光関連産業における地産地消の促進 等)

・地域ブランド(※)の構築

(農林水産物などの地域資源を有効活用したブランドの確立、他地域との差別化や信頼性

向上による地域イメージの確立 等)

② 特色ある地域産業の育成

自立ある地域を形成するためには、多様な地域資源を活用した特色ある産業の育成を図ることが求められることから既存産業の活性化を図るとともに、我が国の社会動向や地域特性を活かした新たな産業の育成を図り、地域の総合的な能力の向上に取り組むなど、雇用機会の拡大を目指します。

○ 農林水産業の振興

基幹産業として発展してきた農林水産業について、新たな経営戦略や技術の導入、経営環境の整備等により、再活性化を図ります。

・資源を活用した戦略的水産業の展開

(水産資源を活用した技術開発の推進や商品づくり、定住人口の拡大に繋げる雇用の創出と地域づくり、差別化した加工品づくり、イベントに合わせた「市」の開催、直売・産直による販路拡大、ブルーツーリズムの普及と受け皿の整備等による新ビジネスの創出 等)

・戦略的農業の展開

(「むつ市のうまいは日本一」のスローガンのもと、地域農業の発展に向けた新たな農作物の導入のための調査や研究機関との連携、安全・安心な農産物の提供、一球入魂カボチャ・夏秋イチゴ・アピオスなどの生産拡大による産地化の促進 等)

・素材活用型林業の展開

(木材の普及・宣伝、新たな用途の開発及び木材の利用拡大、計画的な伐採による素材の安定した生産供給体制の整備、機械設備の高度化等による高付加価値製品の生産、素材生産業の改善と活性化、きのこ類生産の拡大を図るため優良菌種の安定供給、栽培技術の指導、消費拡大の強化 等)

・高付加価値水産業の展開

(ヒラメ・ヤリイカ・サクラマス・クロソイ・アカガイ・ナマコなどの高級魚介類のブランド化、ホタテガイ・海峡サーモンなどの養殖漁業の6次産業化の推進 等)

・生産基盤施設の整備

(農業生産性の向上と効率化を図るための農道の整備、地域の特性を活かした省エネ栽培施設の導入、効率的な森林施業を行うための高性能林業機械、林道及び作業路等の整備、生産基盤の充実と林業事業者との組織体制の強化、漁港施設の機能強化と機能保全、景観の保持・美化を図る漁港環境整備、増養殖施設整備 等)

・生産性の向上

(次世代の担い手確保、経営規模の拡大による地域内の自給率の向上、持続できる農林業の推進、つくり育てる漁業(※)や資源管理型漁業(※)を推進するための漁場造成や種苗生産施設の整備支援、経営の安定と生産性の向上 等)

- ・流通販路拡大戦略の展開

(地場産品の新たな流通ルートの開拓、ネット販売等の促進、流通拠点施設の整備、安全・安心な農林水産物供給体制の整備 等)

- ・農林水産加工品のブランド化

(下北ブランド研究所等との連携、販路開拓支援、物産展などの開催又は出展支援等 等)

- ・畜産業の振興

(広大な草地を有する公共牧場を活用した優良繁殖雌牛(※)の増頭、肉用子牛の産地化、地場産乳製品のブランド化に向けた普及活動 等)

○ 商工業の振興

商業や都市的サービス業の高度化を通じた中心市街地(※)の活性化を図るとともに、高齢化社会に対応した地域商業の育成に努めながら、市内全域における商工業の振興を図ります。

- ・中心市街地の魅力向上

(中心市街地活性化法の改正に対応した新たな中心市街地活性化基本計画策定の検討、街路整備、まちづくりと一体となった商業空間の整備促進、公共交通機関の機能強化、商店会やまちづくり団体が行う人材育成事業や空き地・空き店舗を活用した新規事業など様々な取り組みへの支援 等)

- ・地域商業の活性化

(魅力ある店づくりや各種イベントの開催等の支援、活気ある商店街づくりの推進、高齢者等に対する生活支援などの地域に密着した商店街活動の支援 等)

- ・地場産業の振興

(地域の特性を活かした地場産品の製品開発や付加価値向上など広く地域産業の振興に資する取り組みに対する支援 等)

○ エネルギー関連産業の育成

現在、稼動予定の使用済燃料中間貯蔵施設や隣接町村に存在する、又は建設が進んでいる原子力発電施設等だけでなく、再生可能エネルギーの活用も視野に、エネルギー関連産業の育成を図ることにより、地域産業の活性化や雇用機会の創出に努めます。

- ・再生可能エネルギー(※)の産業化

(本市に適した風力、太陽光、太陽熱、地熱、水力、バイオマス(※)などの多彩な再生可能エネルギーの導入を推進し、新たな産業の創出を図る 等)

- ・原子力関連産業等の育成

(原子力発電施設等のメンテナンス業務等への地元企業参入や創業に向けての情報収集、情報提供及び人材育成等の支援、関連企業等の誘致推進 等)

○ 新たな産業の創造

地域における立地条件やゆとりのある居住環境を活かして、特色ある新たな産業の導入を積極的に図ります。

・IT活用型産業の導入

(パソコンや携帯情報端末のソフト開発などのコンテンツ産業(※)(情報産業)の誘致推進、ネットベンチャー(※)(インターネット新興企業)等の育成支援 等)

・SOHO(※)等の新形態業務の育成

(自宅や市内の空き店舗を事務所として活用する起業家に対する支援 等)

・環境関連産業の育成

(ホタテ貝殻活用産業などのリサイクル産業や環境関連研究機関等の誘致・育成 等)

・環境・エネルギー産業の創出

(家畜糞尿や木質バイオマス(※)を含めた多様な資源のリサイクル及びエネルギー供給を実証、ゼロエミッション(※)の先進モデル地域の形成 等)

③ 豊かな環境の創造

特別天然記念物(※)のニホンカモシカや天然記念物のニホンザルなどが生息し、豊かな自然環境に恵まれていることから、今後も環境の保全に努めていくとともに、恵まれた条件を積極的に活用しながら発展していくことが求められます。このため、環境に配慮した地域整備を行い、人と自然が共生し合う豊かな環境の創造を図ります。

○ 循環型環境社会(※)の創造

豊かな自然環境を保全し、次の世代へ円滑に受け継いでいくために、循環型社会の形成を図り、環境に優しいまちづくりを推進します。

・生活雑排水(※)抑制の啓発

(下水道への接続や浄化槽の普及、生活雑排水の排出抑制の啓発 等)

・生活排水等の処理強化

(青森県汚水処理施設整備構想に基づく地域特性を考慮した各汚水処理施設の整備促進 等)

・リサイクルシステムの構築

(分別収集の徹底、生活ゴミのリサイクル、食品加工等の有機物系廃棄物のリサイクル 等)

・バイオマスの推進

(ホタテ貝殻のナマコ増殖場等への活用、養殖残さの農業への活用、ペレット化(※)した間伐材等を燃料とした熱利用、家畜排泄物の堆肥化 等)

・地球温暖化防止対策の推進

(市行政の事務により排出される温室効果ガス(※)の削減、再生可能エネルギーの導入や新技術を活用した省エネ設備の導入推進 等)

○ 自然環境の保全

多様な生物や自然景観などを良好な状態で保全し、人と自然とが共生可能な地域を形成します

・森林の育成

(国土保全・水源かん養・保健文化機能などの充実、計画的な保育・間伐事業、ヒバやブナ林等の自然林の保全、里山(※)植林の推進、木材需要の拡大、木材流通体制の強化 等)

・海岸環境の保全

(自然海岸の保全、海岸清掃の実施、海岸浸食を防止するための海岸保全施設(※)整備等)

・生態系の保全

(ニホンザル・ニホンカモシカ・ツキノワグマ・オオワシなどの野生動物の適正な保護管理や観察体制の強化、市民生活への被害の未然防止、希少動植物等の生息・生育の保護 等)

・水辺環境の保全

(市民が憩う親水性の高い水辺空間の保全及び整備、自然環境に留意した水棲動植物の保護 等)

・ジオパーク構想の推進

(ジオパーク候補地の環境整備、ガイドの育成、PRパンフレット等の作成 等)

○ 住環境の整備

豊かな自然環境に囲まれた住みやすく、かつ安らぎのある地域を形成するために、自然との調和を図りながら住環境の整備を進めます。

・多自然居住環境の整備

(市民協働による街並み景観の整備、都市防災機能を兼ね備えた街路や公園の整備、地域の活性化を目指した歩道の緑化や清掃活動 等)

・豊かな農漁村整備

(農漁村の持つ豊かな自然環境の保全、農漁村集落景観の整備、集落内街路整備、災害に強い漁港の整備、環境美化思想の啓発普及、不法投棄防止、漁場及び海岸の清掃活動 等)

・居住の安定確保のための住宅整備

(公営住宅の計画的な整備、既存ストック(※)の改善 等)

・下水道の整備

・都市公園の整備及び管理

(緑地の保全や創出、公園施設長寿命化計画の策定、老朽化している都市公園の効率的な施設更新、効果的な維持管理、安全・安心な施設の提供 等)

・克雪・利雪対策の推進

(積雪時期における道路の狭隘化による交通渋滞の解消、児童生徒など歩行者の安全空間

の確保、流・融雪溝の整備、スクラム除雪（※）の推進、雪捨て場等の確保、効率的な除排雪の推進、冬の生活を楽しめるイベント等の開催、雪氷熱等を利用した産業等の掘り起こし（等）

○ 計画的な土地利用の推進

多様な地域資源を有効に活用するため、それぞれの地域の市全体の中での位置づけや土地の持っている潜在的な機能に配慮し、計画的な土地利用を推進します。

- ・ 地域の特性に応じた土地利用の推進

（地域の特性、資源を活かした効果的・効率的な土地利用の推進（等）

- ・ 土地評価と土地利用計画による適正な管理

（土地に関する各種基礎データを活用した地理情報システム等の充実、適正な土地評価、立地適正化計画等の策定（等）

- ・ 土地利用に関する監視システムの構築

（土地取引に関する届出、土地利用に対するチェックシステムの構築、景観に関する条例の策定、環境に配慮した適正な土地利用（等）

- ・ 地籍調査事業の推進

④ 個性豊かな地域文化の伝承と創造

田名部まつりをはじめとして、各地区ごとに様々な祭典や伝統文化が根づいており、それが地域の特色を形成しています。このような伝統文化を積極的に伝承しながら新たな文化を創り上げていくことが求められます。これまで培われてきた文化的な蓄積を大切にするとともに、新たな文化を積極的に創造することにより、住んでいる人の心が豊かになる地域の形成を図ります。

○ 地域文化の発掘創造及び保存伝承

多様な地域から成り立っている本市には、様々な文化的資源が存在します。これらを積極的に発掘し、新たなまちづくりの中で活用するとともに、地域固有の伝統的な文化の保存伝承に努めます。

- ・ 地域に根ざす伝統文化の発掘

（各民俗芸能団体への支援強化、上演機会の確保、インターネットなど幅広い情報発信、地域の特色ある伝統文化の発掘（等）

- ・ 食文化の発掘

（郷土料理の発掘、調理技術の伝承（等）

- ・ 伝統文化の担い手の育成

（小中学校と連携した郷土芸能教室の開催、後継者の育成（等）

- ・ 伝統文化の記録保存

(伝統文化の記録映像の作成、文化財等の保護 等)

○ 地域文化の発信交流

新たな文化の創造を図るため、市民を中心とした多様な文化活動の活性化を促進し、これらを活用した情報発信や人的交流を進めます。

- ・市民による文化活動の促進

(文化活動団体の育成支援、文化施設の適正配置、文化芸能イベント等の実施 等)

- ・文化を通じた地域間交流の促進

(会津若松市との姉妹都市交流、共通の歴史を基盤とした交流の推進、異なった歴史や文化を有する地域間の連携や交流 等)

⑤ 海洋科学研究拠点の形成

海洋地球研究船「みらい」の母港があり、独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所等の海洋研究機関が立地する本市は、我が国における当該分野の研究に係る重要な拠点となっています。このような集積を活かして、海洋科学に関する研究の拠点性を強化するとともに、新たな産業の育成を図ります。

○ 関連研究機関等の誘致集積

本市が、海洋科学に係る拠点として機能し発展するため、立地環境の整備を図るとともに、関連する多様な機関や産業の誘致を進めます。

- ・関連研究機関及び産業の誘致

(関連研究機関の誘致、研究・調査活動をサポートする企業や関連産業の誘致、海洋研究拠点の形成 等)

- ・学習体験・交流機会の充実

(関連学会・シンポジウムの誘致、海洋講座等の充実、海洋科学に関する学習体験機会の拡大、研究者等との交流活動の場の創出 等)

○ 周辺環境等の整備

海洋科学に係る関連研究機関の誘致集積を図るため、各種インフラを含めた居住環境の整備を進めます。

- ・居住環境の整備
- ・都市基盤等の整備

(情報通信基盤の整備促進、交通アクセスの改善、景観整備 等)

2) 市民参加による一体的な新しいまちづくり

① 一体的な地域の形成

道路、港湾、情報通信などの社会基盤の整備充実を図り、これにより市内全域が一体的な地域として機能し、発展するための基盤形成を目指します。また、地域の一体性の向上と均衡ある発展を図るとともに、住民福祉の向上に努めます。

○ 道路基盤の整備

市内の各地域を結ぶ幹線道路（※）や生活道路の整備、地域間移動時間の短縮や安全な道路交通を確保します。

・ 幹線道路（市道）の整備

（交通安全施設（※）等の整備、計画的道路改良、地域間連絡道路の整備、未整備市道の整備 等）

・ 幹線道路（国道、県道）の整備

（国道 279 号国直轄移管の推進、国道 279 号・338 号他主要地方道（※）・一般県道の整備促進、交通安全施設の設置、狭隘・危険箇所等交通環境の整備、国道 279 号「二枚橋バイパス」及び国道 338 号「大湊地区バイパス」の早期完成要望 等）

・ 生活道路の整備

（計画的な道路整備、除排雪など冬季対策の充実、適正な維持管理 等）

○ 公共交通の確保

市内の公共交通の利便性を確保し、高齢者や学生、観光客など、自家用車を運転しない方々の移動手段を支えます。

・ 生活バス路線の維持

（バス路線の維持、利用促進策の検討 等）

・ 新たな形態の公共交通の導入に向けた検討促進

（コミュニティバス（※）・多目的バス（※）・デマンド交通（※）等の導入検討、観光バスルートの整備 等）

○ 広域交通ネットワークの形成

県内各地や北海道などへの広域的な交通の利便性を高めるため、道路、航路及び鉄路などの交通ネットワークの充実を目指します。

・ 下北半島縦貫道路の整備促進

（地域高規格（※）道路「下北半島縦貫道路」の早期完成を目指す取り組みの強化 等）

・ 下北・津軽半島大橋について調査・検討

（北東国土軸の一翼を担う下北・津軽半島大橋について調査・検討 等）

・ 港湾整備の推進

(親しまれる港づくりの推進、避難・緊急物資等の輸送機能の充実、大型船舶の安全な停泊のための水深確保、改良岸壁や避難緑地等の整備 等)

- ・ J R大湊線の利便性の向上・安定運行の確保に向けた取り組み

(移動時間短縮、強風対策、野辺地駅における青い森鉄道線と J R大湊線との接続利便性向上、新幹線八戸駅直通便の増便確保、青森駅直通便の増便、下北駅及び周辺整備 等)

- ・ 新幹線駅への二次交通 (※) 網の整備充実

(新幹線連絡バスの整備、都市間バスの運行要請 等)

- ・ 海上交通航路の維持充実

(港湾施設等の整備、安全性や利便性の向上 等)

○ 電子自治体の推進

広大な面積を持つ本市における一体性の確立や情報格差の解消に極めて重要な役割を果たす情報ネットワークの活用を図り、情報共有の仕組みづくりを進めます。

- ・ 地域情報化基盤の整備 (N T Tへの働きかけ、電力会社等のダークファイバー開放に向けての働きかけ、C A T V・無線・衛星通信の導入検討等)

- ・ 地域イントラネットの充実 (基幹ネットの整備、地域情報(コンテンツ)の充実、地域ポータルサイトの整備等)

- ・ 市民サービスのあり方

(サービスセンター設置やオンライン手続きなど窓口の利便性向上、情報化の進展に併せたサービスの提供 等)

- ・ 情報提供等の拡充

(ソーシャルメディア (ツイッターや YouTube、Facebook など) の利用促進 等)

- ・ まちづくりを支える情報化

(地域に根ざした I C T教育、教育・医療・防災環境の情報基盤整備に併せた情報化推進等)

- ・ 行政事務の効率化と情報化

(財務会計や文書管理などのシステム化、クラウドコンピューティング (※) の推進、I C Tマネジメント (※) の確立、庁内・庁舎間 L A Nの整備 等)

- ・ 情報セキュリティと危機管理

② 市民協働の施策展開

市の主役は、市民一人ひとりであり、市民の主体的な活動や交流等を支援します。また、市民参加のまちづくりを推進し、市民や各種団体等と行政との協働による施策を展開することにより、新たな地域経営の仕組みを構築します。

○ 市民協働の施策展開

市民協働の新たな仕組みの構築に取り組みます。また、協働の核となる人材の育成に努めます。

- ・市民協働の新たな仕組みの構築

(市民と行政が連携した住みよいまちづくりの実現、地方自治の基本理念とまちづくりや市民参画の仕組み等を定める自治基本条例の制定の要否検討、市民協働を目指す市の基本方針と取り組み事項をまとめた「市民協働参画計画」の策定、市民や各種団体と行政が連携するネットワークの構築 等)

- ・市民協働を推進する窓口の設置

(総合的に市民協働を推進する部署の設置、市民協働活動の支援や相談機能の強化、市民協働に関する情報発信の充実 等)

- ・市民協働の核となる人材育成の促進

(まちづくりの関連知識や方法を身につけた市民・行政双方の人材の養成、各種セミナーへの派遣、研修会等の開催による意識の醸成 等)

○ 多様な市民活動の支援

各種コミュニティ活動(※)やボランティア活動、NPO(※)活動など、多様な市民活動を支援するとともに、住民間の交流を促進します。

- ・市民活動に係る情報発信の充実

(市民活動に関する情報発信、市民や各種団体と行政が協働するための情報ネットワークの構築 等)

- ・市民協働活動事業の支援

(市民提案型補助制度の運営、基金の創設 等)

- ・情報交換の場の整備

○ 広報広聴の充実

市民の行政に対する関心と理解を深め、まちづくりの状況等を正しく伝達するため、広報活動及び情報提供を推進します。また、まちづくりに市民の声を積極的に反映させる仕組みづくりを推進します。

- ・迅速で的確な広報活動の推進

(広報紙やホームページ等広報媒体の充実、紙面作成やホームページ運営に係る職員研修の実施 等)

- ・情報発信拠点の整備

(公共施設への情報端末整備、支所・出張所などの情報機能強化 等)

- ・市民と行政の情報共有の推進

(市民からの意見・提案・要望等を一元管理するシステムによる全庁的な情報共有と迅速な対応、行政情報の積極的な公開 等)

- ・個人情報保護の推進

（「むつ市個人情報保護条例」における、保護の対象となる個人情報の範囲の拡大及び救済措置などに関する検証 等）

- ・市民参画システムの充実

（まちづくりの計画・実施・評価等各段階における市民のニーズを市政に反映させる仕組みの充実、市としての統一的基準を備えたパブリック・コメント（※）制度の導入、予算に市民意見を反映させる取り組み 等）

③ 地域コミュニティの構築

市民主体のまちづくりの基礎となる地域コミュニティについて、その機能の充実を目指します。

○ コミュニティ自治（※）の実現

各町内会などにおいて、身近なことは市民自らが意思の決定や運営に参加できる仕組みを構築し、コミュニティ自治の実現を目指します。

- ・コミュニティ自治の仕組みづくり

（町内会を中心としたコミュニティ活動の担い手育成、コミュニティ拠点の計画的な整備、コミュニティ自治の仕組みづくり 等）

- ・まちおこし等の新たなコミュニティ活動の支援

（地域における市民活動の支援、各種サークル活動の活性化支援、まちおこし等の新たなコミュニティ活動の実現、NPO等の新たなコミュニティと既存地域コミュニティとの連携 等）

- ・自治意識の高揚

（各種地域コミュニティ団体による地域イベントの活動支援、世代や活動領域を越えた地域住民の相互交流・相互扶助を再構築、コミュニティセンターの施設管理を町内会等に委ねるなど自治意識高揚の実現 等）

○ 世代間交流の促進

少子高齢化が急速に進む中で、世代間の交流を促進し、誰もが住みよいまちづくりや伝統文化の継承促進、また、互いを尊重し、思いやる意識の醸成等を図り、地域活力の維持向上を目指します。

- ・世代間交流システムの構築

（郷土芸能教室などの積極的な多世代間交流事業の推進、地域の魅力・生活情報・ボランティア情報などの発信 等）

④ 新たな行財政システムの構築

効率的な財政運営と高度な行政サービスの仕組みづくりを推進するとともに、広域的な視点での行政連携を進め、地方分権時代に対応できる充実した行財政システムの構築を目指します。

○ 効率的な行政運営

地域全体で支え合う仕組みづくりにより、きめ細やかな行政サービスの提供を進めるとともに、メリハリのきいた施策展開を図り、健全な財政運営の中で行政サービスの充実と高度化を目指します。

・行政改革の推進

(「スピード」「コスト」「成果」をキーワードに市民本位で事務事業の見直しを徹底、市民協働参画によるまちづくりを推進 等)

・組織機構の見直し

(社会環境の変化に柔軟かつ機敏に対応できる簡素で効率的な組織づくりの推進、職員数の適正化、組織の増強や整理統合 等)

・公共施設の民間委譲と管理運営委託の推進

(PFI手法導入の検討、施設の民間委譲・運営委託、住民組織などへの運営委託 等)

・戦略的・重点的な施策の展開

(優先順序の明確化、達成目標の導入 等)

・公正の確保、透明性の向上と新たな行政システムの導入

(施策やサービスの目的・目標の明確化、競争性・客観性・透明性・公平性を考慮した行政活動の充実、評価・検証・改善の実施、市民に開かれた分かりやすい行財政運営 等)

・職員の資質向上

(職員のキャリア形成(※)や専門性の向上に留意した計画的な人事異動、人事交流、研修内容の充実、職員提案制度の活用、個々の能力が最大限に発揮できる職場環境づくり 等)

・公共施設の適正配置及び有効活用

(施設の配置適正化、遊休施設や空きスペースの有効活用 等)

・庁舎環境の整備

(情報化への対応推進、庁舎環境の総点検、適正な維持管理、窓口機能の利便性向上や防災機能の強化 等)

○ 健全な財政運営

効率的かつ戦略的な財政運営を図り、財政を取り巻く厳しい社会環境下においても、健全な財政運営の確保を目指します。

・持続可能な財政運営

(スクラップ・アンド・ビルド(※)による持続可能な財政運営の取り組み 等)

・財源の確保

(収入未済額(※)の圧縮、収納率の向上、市有財産の売却や有効活用、物品・印刷物・市政だよりやホームページ等を広報媒体として有効活用、受益者負担の適正化 等)

- ・財政状況の公表

○ 広域行政の推進

行政サービスの多様化、高度化等に適切に対応するため、広域的な連携や調整により、経費の効率化を図るとともに、効率的な市民サービスの提供を推進します。

- ・下北地域広域市町村圏計画の推進
- ・推進体制の強化

(広域行政のより一層の合理化と効率的運用、地域間交通体系の整備、医療、教育文化施設等の整備推進、構成市町村の一層の連携及び推進体制の強化 等)

- ・より広い圏域事業の推進

(津軽・南部・北海道道南・北東北地域との連携強化、より広い圏域事業を視野に入れた産業振興 等)

3) 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

① 保健・医療の充実

乳幼児から高齢者までの健康づくりを支え、また、総合的で質の高い医療体制の構築をより一層推進することにより、健康な心と身体を守る保健・医療の充実した地域づくりを目指します。

○ 保健活動の充実

総合的かつきめ細やかな保健予防対策を推進し、健康の増進や疾病の予防等に取り組みます。また、医療体制との連携をより一層推進し、いつでも安心して保健や医療などのサービスを受けることができる地域づくりに取り組みます。

・健康管理体制の推進

(地域保健協議会の機能を活かした保健施策の計画的推進、保健・医療・福祉サービスとの連携のとれた健康管理体制の確立、保健協力員・食生活改善推進員等ボランティアの養成 等)

・母子保健対策の推進

(思春期・妊娠・出産・育児の各時期を通じたきめ細やかな相談及び指導体制の強化、情報提供の推進 等)

・成人保健対策の推進

(生活習慣病(※)の早期発見・早期治療の対策として検(健)診体制の充実と受診率の向上、健康の増進、発病予防を重視した健康教育、要指導者や要医療者に対する事後指導の徹底 等)

・老人保健対策の推進

(生活習慣病の対策強化、訪問指導等による健康づくりの推進 等)

・感染症予防対策の推進

(感染症等の予防思想の普及、予防接種の有効性等の周知、予防接種の推進、感染症対策の総合的推進 等)

・精神保健対策の推進

(精神障がい者等に対する正しい知識の普及、精神保健について啓発活動、精神保健福祉相談・保健指導体制の充実、社会復帰を目的とする職業訓練等の機会拡充、ボランティア等の養成活動支援、在宅精神障がい者の社会復帰を目指した「当事者の会」の育成及び活動支援の充実 等)

・自殺予防対策の推進

・保健・医療・福祉の連携システムの構築

(「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の構築、広域的な支援体制確立、機能の充実 等)

○ 医療体制の充実

広域医療の中核としての医療機関から市民に身近な医療機関まで、市民等の医療ニーズに対応するための総合的な地域医療体制の整備充実を図ります。また、病院経営の健全化に向けた取り組みを推進します。

- ・自治体病院機能再編成計画の着実な実行

(中核病院としてのむつ総合病院高機能化により専門的高度医療の提供、地域の医療体制の効率化、保健・医療・福祉の総合的なレベルアップ 等)

- ・むつ総合病院の医療機能の充実強化

(高度・専門医療の充実強化、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築を推進 等)

- ・医療機関の役割分担と地域医療連携の強化

(医療機関の機能分化と適切な連携による切れ目のない医療を提供する体制の推進、医療と介護が連続したサービスを提供する体制の構築 等)

- ・病院経営の健全化

(組織体制を含めた抜本的な見直し、多額の不良債務の解消 等)

- ・在宅医療の充実

(退院支援による在宅への早期移行や在宅医療の充実、地域における保健・医療・福祉機関との連携強化、居宅介護支援事業所(※)等との連携体制推進 等)

- ・救急医療体制の整備

(救急医療体制の整備充実、休日・夜間診療体制の充実、救命救急センター機能の充実 等)

○ 健康づくり施策の展開

地域に密着したきめ細やかな健康づくり施策を推進し、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。

- ・健康づくり拠点の整備

(保健センターの整備・充実、地域活動に根ざした健康増進、健康活動の展開による交流機会の創出 等)

- ・健康づくり活動の推進

(ウォーキング大会等のスポーツイベント・健康に関する各種教室や講演会等の開催、生活習慣病などの予防と健康づくりに対する意識の向上 等)

- ・食育(※)の推進

(家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・職場等と行政の協働による市民運動としてライフステージごとに取り組みを展開 等)

- ・健康づくり活動に関わる人材の活用

(地域ぐるみの健康づくりの促進 等)

- ・後期高齢者医療(※)の充実

(高齢者の医療の確保、広域連合が行う被保険者の健康教育・健康相談・健康診査及び他

の健康保持増進のために必要な事業に対する協力・支援、収納対策の強化、後期高齢者医療財政の安定化 等)

- ・克雪ドームの活用

(克雪ドームを活用したイベント実施、克雪ドームの市民開放と利用促進、緊急避難機能の強化等)

○ 国民健康保険の充実

国民健康保険制度についての周知、啓発等の対策を推進するとともに、保険事業の適正かつ健全な運営基盤を確保し、被保険者等へのサービスの充実を図ります。

- ・事業運営の充実

(あらゆる補助制度を活用した国民健康保険財政の健全化 等)

- ・国民健康保険税の収納率向上

(国民健康保険税の収納率向上、負担の公平化と給付の充実 等)

- ・保健事業の充実

(特定健診(※)・保健指導の充実、人間ドック・脳ドック助成事業の充実、重複・頻回受診者等への訪問指導や健康づくり事業などによる被保険者の健康増進 等)

- ・医療費の適正化

(医療費通知事業の実施、レセプト(※)点検の充実強化、第三者行為(※)の求償、後発医薬品の利用促進、医療費の適正化 等)

- ・適用の適正化

(被保険者の医療の確保及び国民健康保険運営の健全化のため適用の適正化 等)

② 福祉の充実

少子高齢化が進行する中で、誰もが安心して暮らすことのできる社会を構築するため、地域全体で支え合う福祉の充実を促進します。

○ 高齢者福祉の充実

介護保険制度による介護サービスの充実やその他の高齢者福祉サービス及び高齢者福祉施設等の整備充実を図り、高齢者やその家族が必要とする福祉サービスを適切に受け取ることができる環境づくりに努めます。また、高齢者が生きがいを持って暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

- ・ニーズに即したサービスの提供

(実態把握やアンケート調査による本人及び家族のニーズに合った保健・医療・福祉の一体的なサービス提供、要介護状態の改善を目指す施策展開、在宅を中心としたサービスの充実、介護保険基盤の充実強化、高齢者福祉施設の充実 等)

- ・介護予防の推進

(要介護状態とならないような各種取り組み(運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援)の総合的推進 等)

- ・地域ケア対策の構築

(地域で福祉活動が行えるよう広報活動や説明会等の実施、相談支援体制の整備 等)

- ・地域福祉に関わる人材の育成

(各種研修の機会や情報提供、積極的な研修参加の推進 等)

- ・家庭、地域と福祉サービス提供者のネットワークの形成

(相互に情報交換や相談を行える環境づくり 等)

- ・高齢者住まいづくりの推進

(シルバーハウジング(※)プロジェクトやサービス付き高齢者向け住宅等の供給、既存緊急通報システムや地域の特性に合った新規サービスの検討 等)

- ・生きがいつくりの推進

(シルバー人材センターや老人クラブの育成・支援、働くことや趣味を持ちながら積極的な社会参加が可能となるような施策展開、生涯学習環境等の充実、心身とも健康で生き生きとした生活が送られるような事業の展開 等)

- ・要配慮者(※)支援の構築

(要配慮者の把握と台帳整備の推進、地域支援者や関係機関への情報提供、日頃からの要配慮者の見守り活動を推進 等)

○ 児童福祉の充実

新しい時代を担う子どもたちが、健やかに育っていくことができる地域づくりや、安心して子どもを産み、男女ともに子育てによるこびや楽しみを感じることができるような社会づくりに向けた児童福祉の推進に努めます。

- ・子どもの健全育成の推進

(子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進、放課後子どもプランの充実を推進 等)

- ・子育て環境の整備

(多様な保育サービス(こんにちは赤ちゃん訪問、地域子育て支援センター(※)の有効活用、子育てサークルの育成支援、乳児保育、障がい児保育、病後児保育、開所時間の延長、ファミリー・サポート・センター(※)等)の充実を推進、長期的な展望に立った保育所の適正配置、保育機能の見直し、適正かつ効果的な保育環境の確保 等)

- ・ひとり親家庭、遺児家庭等に対する支援

(育成資金や奨学金等の貸付制度の充実、医療費助成等による経済的負担軽減措置の充実 等)

○ 障害者福祉の充実

ノーマライゼーション（※）の理念に即し、障害者（児）の日常生活を支える各種施策の充実やバリアフリー（※）環境の整備、社会参加の環境整備に取り組みます。

- ・必要な保健・医療・福祉サービス等が的確に提供される体制整備

（総合的な生活習慣病予防対策の推進、障がい者が地域において安心して医療・福祉サービスが受けられる体制づくり、適切な診療の場の確保、保健・医療・福祉等の関係機関の連携による包括的なサービス体制の整備充実、機能回復訓練等の充実、就労機会の拡大支援、障害者福祉施設の整備 等）

- ・バリアフリー新法（※）に基づくバリアフリー化の促進

（鉄道・バス・航路などの公共交通機関及びその関連施設の充実とバリアフリー化の促進等）

- ・心のバリアを取り除く取り組みの推進

（人とともに活動し交流する機会づくり 等）

○ 社会福祉の充実

厳しい社会経済情勢や少子高齢化が進む中で、誰もが自立した生活ができるよう低所得者福祉対策の推進を図ります。

- ・生活の安定と向上に係る施策推進

（生活困窮者の生活意欲の助長推進に必要とされる生活福祉資金制度及びたすけあい資金の活用、公営住宅等による居住面での援護対策の推進 等）

- ・自立の助長

（むつ公共職業安定所及び県立むつ高等技術専門校等の就労支援関連団体との連携強化、職業訓練及び福祉から就労への道筋に結びつける就労支援事業の促進、生活困窮者の要因の的確な実態把握と指導強化、経済的自立と意識向上の助長、自立更正の援助促進 等）

- ・相談・指導体制の充実強化

（生活困窮者が抱える諸問題に対する相談・指導等の実施体制を充実強化、ケースワーカー（※）・民生委員（※）・母子相談員・心身障害者（児）相談員・保健師等協力機関相互の有機的連携、生活課題に対応できる相談・指導体制の整備、円滑かつ適切な生活相談や更正指導の積極的な実施 等）

- ・社会福祉施設の整備充実

（高齢者福祉対策・児童福祉対策・母子福祉対策などを行う活動拠点となる施設の整備 等）

○ 青少年の健全育成

問題行動を早期に発見し、適切な指導を講じるため、家庭、学校、地域社会が一体となって、青少年の健全育成及び心豊かな子育てと健全な家庭づくりの推進に取り組みます。

- ・非行防止活動の充実

(少年指導員による街頭指導活動や健全育成及び非行防止等についての広報啓発活動、青少年健全育成地域研修会の開催、関係機関・団体及び民間有志者等との連携強化 等)

・児童虐待等の早期発見・防止

(地域の子ども虐待の早期発見窓口としての地域ネットワークの構築や組織化への取り組みを推進、施設を退所した子どもやその家族への自立支援 等)

○ 国民年金の充実

高齢化社会が進行する中で、老後の生活を支える国民年金制度への理解と認識を高め、全ての市民が年金受給権を確保できるよう努めます。

・国民年金制度の啓発・普及

(制度に対する啓発、年金に関する知識の普及 等)

・適用の適正化

(国民年金事務処理基準に基づく適正な適用、制度の安定化や恒常化 等)

・口座振替の推進

(口座振替制度を推進、無年金者の発生防止 等)

③ 教育の充実

まちづくりを次の世代に引き継いでいくための人づくりと、地域における特色ある文化を大切にし、育てていくため、生き生きとした人々が地域にあふれ、様々な活動に取り組むことを支える教育の充実に取り組みます。

○ 幼児教育の充実

人間形成の上で、重要な役割を持つ幼児教育の充実を図ります。

・幼児理解と学びの連続性

(保護者や周囲の人々が幼児一人ひとりの発達過程や個性を正しく理解して育児や指導ができるように環境の整備、幼稚園・保育所(園)・家庭と小学校との連携強化、集団生活・遊び・食育等を通して「生きる力」を育む 等)

・家庭教育や地域の教育力の向上

(家庭や地域との連携、日常生活や恵まれた自然の中で様々な遊びや体験などを通じた社会性や豊かな人間性や信頼関係を育む事業の実施 等)

○ 学校教育の充実

義務教育においては、子どもが豊かな心を持ち、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」を育成するため、教育活動の充実や各種教育施設の充実等に取り組みます。

特別支援教育(※)においては、教育相談体制の整備や障害の重度化・重複化等に対応した教育システムの整備等を推進します。

高等教育においては、意欲的に高等教育を受けたいと志向する環境づくりを進めるとともに、海洋科学技術研究や海と森の自然環境に恵まれている点など、本市の特色を活かした研究機関等の誘致などに取り組みます。また、社会教育とも連携し、地域文化を学ぶ機会や社会に参画する機会を多様な形で積極的に導入することや新たな取り組みへのチャレンジなどを通じ、独自の「学びの環境づくり」を進めるとともに、地域の教育力となる「地域の人材」の育成を図ります。

・「生きる力」の育成

(小中一貫教育の推進、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等の充実、新しい時代を自立した人間としてたくましく生き抜く力の育成を推進 等)

・教員の資質向上

(研修センターの整備充実、講座内容の改善と充実、教員の適正配置 等)

・個に応じた指導の充実

(個々の児童生徒の興味や関心・理解や習熟度に応じたきめ細かな指導の充実、学習が遅れがちな児童生徒への個別指導、専門性を有する教職員との協力的な指導、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得た指導、地域人材の活用、学校支援体制の整備 等)

・小中一貫教育の充実

(小学校高学年一部教科担任制や乗り入れ授業を支援する小中一貫教育学習支援員配置等)

・生徒指導の充実

(児童生徒の理解を深めるための支援・援助の充実、家庭、地域、関係諸機関との連携を深めた支援体制づくり 等)

・就学指導体制の整備

(相談や支援にあたる専門の職員の配置、保護者・関係者間の共通認識の形成、早期からの継続的・組織的な相談・支援体制の整備 等)

・特別支援教育体制の充実

(指導者の専門性向上を図るための研修、特別な配慮を要する児童生徒を支援するスクールサポーターの配置、個別の教育支援計画等の作成と活用 等)

・教育相談活動の充実

(県のスクールカウンセラー(※)の活用、教育相談員等専門職員の配置 等)

・キャリア教育(※)の推進

(小・中学校におけるキャリア教育の充実、夢を志に高める小・中連携の推進 等)

・幼稚園・保育所(園)、高校教育との連携

(子どもたちの将来をしっかりと見据えた一貫性のある教育を相互連携して推進 等)

・ふるさとへの愛着心を育む教育の推進

(地域文化を知り体験し継承する機会の充実、世代間交流を通じたふれあいの場の提供、ふるさと教育の充実 等)

- ・学校保健及び学校給食の充実
(学校保健・学校安全及び食育の推進 等)
- ・奨学金制度の充実
(高等教育機関への進学者に対しての奨学金制度の充実 等)
- ・学校規模の適正化
(地理的条件や児童生徒数の動向・学校運営の実情を踏まえた学校の統廃合・適性配置 等)
- ・安全・安心な教育環境の整備
(老朽校舎の改築整備推進 等)
- ・高校教育の充実
(地域の特色やニーズに対応した教育環境の充実 等)
- ・情報教育の充実
(系統的・体系的な情報教育の推進、情報活用能力の育成とICT利活用による指導力及び授業力のアップ 等)
- ・高等教育機関の誘致、教育特区へのチャレンジ
(チャータースクールの検討 等)
- ・時代に対応した教育内容の充実
(施設・設備等の地域間格差解消、高度情報化教育・国際化教育などの充実、パソコン等の教育機器の充実 等)

○ 社会教育の充実

市民一人ひとりが生涯にわたって自己の啓発と向上を目指し、より良い地域社会を創り出すための活動に取り組むことができる環境整備に努めます。また、市民が地域の文化に触れ、交流を積極的に行うことを支援し、文化の伝承と新しい地域文化を育む地域づくりを目指します。

- ・生涯学習の情報提供と相談体制の充実
(広報、新聞、放送、インターネット等の幅広いメディアを活用し、生涯学習情報を広く収集・提供、学習内容や方法等の相談に応じる体制の充実 等)
- ・多様な学習環境の整備
(地域住民の実態に応じた課題や時代の要請に応える学習プログラムの開発と充実、民間教育事業者等との連携促進、多様で総合的な学習機会の提供、生涯学習活動及び社会参加活動の支援、生涯学習関連施設の整備充実・更新、図書館機能の整備 等)
- ・生涯学習におけるボランティア活動等の支援・充実
(人材データベース(※)の構築、ボランティア活動情報の収集や提供及び相談体制の充実 等)
- ・学校教育と地域の連携協力による教育活動の推進
(学校と地域の連携協力による社会体験活動や生活体験活動の充実、学校教育活動に地域

の教育資源を活用する体制の整備 等)

- ・芸術・文化活動の推進

(自主的かつ主体的な芸術・文化活動の支援、芸術・文化活動の発表機会の提供、市民総参加の気運醸成、多くの市民が内外の優れた芸術や文化を鑑賞できる機会を積極的に提供等)

- ・文化財保護の推進

(文化財の調査研究、文化財の指定及び活用、民俗芸能の伝承が絶えることのないよう伝承記録の作成及び継続的な上演会開催、学校教育との連携も含めた後継者の育成、埋蔵文化財(※)包蔵地(※)の的確な把握及び市民周知、標識などの設置、文化遺産(※)や天然記念物を含む学術上貴重な動植物や地質についての調査研究・保護・保存、総合的な展示会の開催、文化財の保存等に関する啓発活動、文化財保護の重要な担い手となる文化財ボランティアの養成、調査研究等のための学芸員(※)の配置 等)

- ・地域文化の発掘・蓄積・発信・交流

(地域資源の掘り起こし、学校教育、生涯学習の場への情報提供、市民に対する普及啓発活動、観光産業等とも連動した対外的PR活動推進 等)

- ・生涯学習関連施設、拠点の整備

(地域の実情と学習ニーズを踏まえた生涯学習、社会教育施設の充実と活用の促進、社会教育活動の充実を図る施設の整備促進、図書館機能の充実、スポーツ・レクリエーション施設の整備や広域化の促進、芸術・文化活動の拠点となる施設の整備 等)

- ・生涯学習に関わる人材の発掘と育成

(地域の指導的人材及び団体の発掘と育成支援、人材データベースの整備、市民の学習活動のための環境整備 等)

○ スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が健康を維持し、充実した生活を送るため、日常生活の中で気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及を目指します。また、スポーツ団体や指導者の育成を図るとともに、スポーツ活動の充実のための施設整備等に努めます。

- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進

(スポーツ・レクリエーション団体の育成と活動支援、スポーツ・レクリエーション活動推進、市民のスポーツライフ・スポーツニーズ等の把握、スポーツ推進に関する計画策定等)

- ・スポーツ指導者の養成

(指導者の養成、スポーツ指導者・団体等のデータベースの整備、指導者を活用した各種スポーツ教室の開催 等)

- ・スポーツ・レクリエーション施設の整備

(スポーツ・レクリエーション各種施設の整備、老朽化している体育施設の計画的な整備

等)

○ 地域間交流の促進

国際海洋科学研究都市への取り組みや地域の多様な文化や産業活動、学校教育に係る取り組みなど、様々な場面を通じて国内外諸地域との交流を促進します。

・国内交流の推進

(歴史的な絆で結ばれた姉妹都市会津若松市との教育・文化・経済・観光等各分野を通じた交流の深化促進 等)

・国際交流の促進

(米国ワシントン州ポートエンジェルス市及び台湾高雄市立陽明国民中学との友好・親善関係の深化促進、次代を担う子ども達の教育文化交流、外国語指導助手による語学指導、国際交流推進員の配置、行政と市民が一体となった国際交流推進体制の確立、海洋科学分野世界最高峰の研究所ウッズホール海洋研究所が所在する米国マサチューセッツ州ファルマス町との交流促進 等)

・交流拠点の整備

(各種イベントや見本市等の開催を視野に入れた交流拠点の整備充実、スポーツ大会・シンポジウム等の誘致、交流人口の増大によるにぎわいのあるまちづくり推進 等)

④ 男女共同参画社会の形成

男女が社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、政策決定の場など、あらゆる分野に平等に参画し、共に社会の発展を支えていくような男女共同参画社会の形成を促進します。

○ 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

男女共同参画の視点にたった意識改革や教育及び学習環境の整備に取り組みます。

・社会制度、慣行の見直し及び意識改革

(オープンカレッジ(※)やフォーラムの開催、男女共同参画社会実現へ向けた意識改革、男女共同参画週間中の重点的なPR活動 等)

・多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(学校教育、社会教育における男女共同参画の普及及び啓発に係る各種プログラムの充実 等)

○ 家庭・地域・職場における男女共同参画の実現

あらゆる分野での男女共同参画の実現を推進します。

・男女の雇用における機会の均等及びパートナーシップ(※)の確立

(事業者等に対する普及活動の促進) 等

- ・男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援
(地域子育て支援の拠点づくりを視野に入れた施策の充実 等)

⑤ 安全で安心な環境の充実

広大な面積と豊かで厳しい自然環境を有する本市において、安全・安心な環境のもとで市民生活や産業活動を行うことができるよう防災対策、消防・救急体制の充実、公害や廃棄物等への対策、さらには、防犯対策などの総合的な取り組みを推進します。

○ 防災対策の充実

自然災害について、地理的特性から甚大な被害を受ける可能性がある本市において、総合的な防災体制の充実を図るとともに、ICT（情報通信技術）の発展等の社会情勢を踏まえ、実効性の高い取り組みを推進します。また、原子力施設等の防災対策については、総合的な監視体制の整備や広域的な避難経路の確保等に取り組みます。

- ・地域防災計画の充実

(「むつ市地域防災計画」の適宜見直し及び充実 等)

- ・災害予防対策の推進

(避難ルート・避難場所等の地域別の検証、地域の実情に沿った各種防災訓練の実施、防災知識の普及と防災意識の高揚、町内会等を単位とする自主防災組織の設立支援や育成指導、地域ぐるみの自主的な防災活動の推進、公園緑地・学校グラウンド・広場等災害に応じた避難場所の確保、主要指定避難所への発電機や投光器の配備、毛布・食料等の備蓄推進、民間施設の避難所指定検討、宅地開発等による土砂災害等を予防する適正な土地利用の指導、集中豪雨や融雪洪水を未然に防止する河川及び排水路の整備、避難の目安となる海拔標示標識の設置 等)

- ・治山・治水対策等、国土保全の推進

(危険区域の明確化、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等の推進、開発の規制、保全施設の整備、二級河川(※)等の流域の保安林(※)配備計画の見直し、治山設備の整備促進、河川改修すべき指定延長の計画的な整備促進、海岸保全施設整備促進 等)

- ・防災体制の整備

(広域防災体制の確立 等)

- ・救援活動及び復旧対策の充実

(救援活動に係る装備等の充実、二次災害防止に重点を置いた早期復旧体制の確立、民間事業者等との「災害時応援協定」の締結推進 等)

- ・情報通信基盤の整備

(市の放送施設の効率的運用、地域FM放送・防災かまふせメール・エリアメールなど各種メディアを活用した情報伝達推進、市の放送施設の周波数統合・デジタル化、市の放送施設からの情報が伝わりにくい地域や居宅時間の長い高齢者等への個別受信機の導入 等)

- ・原子力施設等の防災対策の充実

(国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画(原子力編)などに基づく市の地域防災計画(原子力編)の見直し、原子力災害に対する防災体制の充実、広域的な防災体制及び避難体制の確立 等)

- ・広域避難体制の確立

(海路・空路も含めた他市町村への避難経路の確保、広域的な避難を円滑に実施できるような体制整備 等)

○ 消防・救急体制の充実

市民の生命と財産を守るため、市内全域における消防・救急体制の充実を図ります。

- ・常備消防体制及び関連施設・設備の整備充実

(各消防庁舎の計画的な整備、科学的な消防資機材の充実と機動性の向上を図るための消防車両等の計画的な更新 等)

- ・消防団の体制整備と常備消防との連携強化

(減少傾向にある消防団員の確保、消防団組織の強化・充実、常備消防との連携推進 等)

- ・消防水利施設の整備

(消防水利を確保するための防火水槽・消火栓の計画的な整備 等)

- ・救急業務体制の充実

(救急隊員の資質向上、搬送体制の強化、医療機関の協力を得た受入れ体制の強化、基本的な応急処置及びAED(自動体外式除細動器)(※)を使用しての救命講習の開催、救急業務の効率的運用、救急装備の更新・充実 等)

- ・防火思想の普及及び防火体制の強化

(予防査察(※)の強化及び防火相談、危険物の保安指導、建築指導、住宅用火災警報器設置の推進、防火管理者の育成指導強化、自主防災体制の確立、春・秋の火災予防運動推進、防火教室などによる防火思想の普及、町内会・婦人消防クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブ等の防火協力団体の育成強化、不特定多数の人が出入りする防火対象物の関係者に対する指導強化、高齢者や身体障害者等の要配慮者(※)を中心とした死傷防止対策の徹底 等)

○ 公害対策の充実

産業公害(※)や生活公害など、あらゆる形態の公害対策の充実を図り、快適で安全な環境づくりに取り組みます。

- ・公害防止対策の推進

(環境アセスメント(※)の実施と典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に対する監視及び指導體制等の強化、市へ権限が委譲されている騒音(自動車騒音を含む)・振動・悪臭に対する規制地域や規制基準の見直し 等)

○ 環境衛生対策、廃棄物対策の充実

環境美化や環境衛生の向上に向けた環境衛生対策を推進します。また、ごみ、し尿の収集運搬及び処理、処分の仕組みの充実を図ります。

・環境美化の推進

(地域ぐるみの町内清掃、害虫駆除、野犬や野良猫対策等の推進 等)

・環境衛生の推進

(井戸水等の使用における自主検査体制の指導強化、水質管理意識の普及啓発、公衆トイレの整備改修 等)

・ごみ処理体制の充実

(ごみの分別・減量化・再資源化の促進、下北地域広域行政事務組合で運営している「アックス・グリーン」の適正な管理運営の推進、ごみ処理体制の一層の充実、ごみの減量・再資源化に重点を置いた次期ごみ処理施設の検討 等)

・不法投棄対策の推進

(関係機関との連携による監視体制と防止のための啓発強化、不法投棄対策の推進、脇野沢赤坂地区における不法投棄事案の全量撤去を目指した取り組み 等)

・し尿処理体制の充実

(下北地域広域行政事務組合で運営している「むつ衛生センター」と共存した下水道事業の充実 等)

・合併処理浄化槽(※)設置の推進

(青森県汚水処理施設整備構想に基づいた合併処理浄化槽の設置促進、合併処理浄化槽への転換を促進するための浄化槽設置補助金制度の周知 等)

○ 水道の安全・安定供給の確保

安全で良質な水の安定供給の確保を図るため、水道施設の整備や危機管理体制の強化に向けた取り組みを推進します。

・水資源の確保と保全対策

(水道施設の統合整備事業の推進、水源かん養地帯の拡充と森林の保全、良質な水資源の確保 等)

・供給施設の整備

(新浄水施設の建設、既存施設の耐震診断・耐震補強の実施や電気機械整備等の計画的な更新、低水圧対策、老朽管の更新、計画的な耐震管への更新、貯水槽水道(※)施設の直結給水(※)への切替え促進、新設施設の直結給水採用指導、安全で良質な水道水の供給 等)

・合理的な水利用の推進

(水道の有効利用と節水意識の啓発、配水計画に基づいた効率的な配水ブロックづくりと

各ブロック間の相互融通体制の確立、配水管路の点検と効率的な漏水調査、漏水の早期発見・早期修繕に努めることによる無効水量（※）の減少 等）

- ・簡易水道（※）の整備

（上水道への統合整備推進、老朽化が進んでいる配水管の計画的な耐震管等への更新 等）

- ・健全な経営の推進

（水道施設の統合整備事業等の推進、災害対策としての各種施設整備、収益の確保及び施設管理の効率化と経営の合理化推進 等）

- ・災害対策の充実

（配水池への緊急遮断弁の設置と緊急貯水槽の設置、水道の危機管理マニュアル見直し、危機管理体制の強化、水道管理システム（GIS）を活用した災害時に即応できる復旧体制の強化、非常用発電機の設置及び計画的な更新、応急復旧・応急給水用資材の確保、災害時における安定供給対策の充実 等）

○ 交通安全の確保

モータリゼーション（※）社会にあつて、交通ルールの遵守やモラルの向上を図るなど、交通安全の確保に向けた取り組みを推進します。

- ・交通安全意識の高揚

（幼児から高齢者までの交通安全教育の充実、運転者・歩行者及び自転車利用者の交通ルールの遵守及び交通モラルの向上、交通安全意識の普及啓発 等）

- ・交通環境の整備

（歩道・カーブミラー・防護策・道路照明等交通安全施設の整備、冬期間の道路交通確保等）

- ・被害者救済体制の確立

（交通事故相談業務の充実、交通災害共済の加入促進 等）

○ 防犯対策の充実

市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域づくりに取り組むとともに、地域、家庭、学校などの関係機関の連携のもと、防犯に向けた活動ができる環境の整備に努めます。

- ・地域全体での防犯意識の高揚

（啓発事業の推進 等）

- ・地域コミュニティによる積極的な防犯活動への支援体制の強化

（地域コミュニティによる積極的な防犯体制の整備、防犯活動への支援体制の強化 等）

- ・子ども、女性の安全対策の推進

（「子ども・女性 110 番の家（店）」の支援と体制強化の推進 等）

- ・消費者保護の推進

(消費者意識の高揚、「むつ市消費生活センター」の利用促進 等)

第V章 県事業の推進

1. 青森県の役割

青森県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県土の将来像を展望し、本市のまちづくり及び一体性の確保のために必要な県事業を推進することとしています。

2. 本市における青森県事業

本市の運営上、特に基幹的な事業になると想定される青森県事業等は、以下のとおりです。

施 策	事業内容
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none">○ ニホンカモシカ・ニホンザル保護管理対策○ 河川保全・整備
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 港湾整備○ 漁港整備○ 海岸環境整備
域内交通基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 国道279号・338号整備○ 県道整備
防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 河川改修○ 海岸浸食対策○ 砂防○ 急傾斜地対策

第Ⅵ章 公共施設の適正配置と統合整備

公共施設の適正配置と統合整備については、急激な変化により住民生活に著しい不便を来さないよう十分配慮することを前提に、当該施設の利用圏域や本市各地域の特性や配置バランス、さらには財政状況等を考慮した上で、機能の役割や重複しているものについて、逐次統廃合等を検討・実施していくことを基本とします。

旧役場庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、情報基盤の整備、電子自治体の推進等により、必要な機能の維持・向上を図ります。

また、既存の公共施設のうち、民間委譲あるいは管理運営委託が妥当と思われるものについては、民間活力の活用を推進します。

一方、公共施設の新たな整備にあたっては、財政状況を考慮しながら、事業の効果等を十分検討し、既存施設の有効活用など効率的な整備に努めるとともに、その整備・管理運営に際しては、地域コミュニティ、民間事業者等と行政の様々な形での協働を検討していきます。

第Ⅶ章 行財政計画

1. 行政計画

昨今の社会経済情勢の変化により、住民の意識や行政に求める住民のニーズが高度多様化し、少子高齢化、環境との共生や循環型社会の形成、女性の社会参画や国際化への対応など、行政に課せられた課題が山積しています。

また、自主的な自治体運営を進めるため、住民参加の促進と行政能力の向上が今まで以上に求められることとなります。

しかし、一方で、景気の長期低迷により、財源確保が難しい状況となっているため、財政的な面からも効率的な行政運営が必要になっています。

本市においては、新しい地方自治の時代に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を進めるため、各種事務事業の見直し、組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化の推進などに努めていきます。また、今後、さらに増大する行政ニーズに対応するため、情報公開の推進による開かれた行政の展開、職員の意識改革と資質の向上、情報化の促進による事務処理の効率化、住民参加の促進などを積極的に推進していくことが必要です。

これらを踏まえ、多様化する行政のニーズに対応するとともに、常に行政改革に取り組みながら、情報公開の推進、人材育成、情報化、住民参加の促進などを進め、きめ細かな住民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

2. 財政計画

本市における財政計画は、平成17年度から平成31年度までの15年間について、歳入歳出の項目ごとに過去の実績及び現下の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで策定しています。

なお、平成17年度から平成25年度までは決算額を計上しています。

(単位：百万円)

区 分	平成17年 合併1年目	平成18年 合併2年目	平成19年 合併3年目	平成20年 合併4年目	平成21年 合併5年目
地方税	5,629	5,570	6,072	6,061	5,842
譲与税・交付金等	1,543	1,726	1,159	1,112	1,083
地方交付税	11,716	11,424	11,284	11,636	12,441
国・県支出金	5,203	5,823	6,055	6,615	8,940
地方債	682	588	1,460	2,507	4,335
その他	4,246	5,170	3,093	3,135	4,602
歳入合計	29,019	30,301	29,123	31,066	37,243
人件費	5,672	5,441	5,353	4,955	4,873
公債費	4,435	4,219	4,167	4,050	3,897
扶助費	4,192	4,261	4,581	4,697	4,816
義務的経費	14,299	13,921	14,101	13,702	13,586
補助費等	4,614	5,218	5,703	6,589	7,714
投資的経費	3,515	3,095	2,127	2,944	4,544
その他	9,079	10,201	9,295	9,293	12,130
歳出合計	31,507	32,435	31,226	32,528	37,974
歳入歳出差引額	▲2,488	▲2,134	▲2,103	▲1,462	▲731

(単位：百万円)

区 分	平成22年 合併6年目	平成23年 合併7年目	平成24年 合併8年目	平成25年 合併9年目	平成26年 合併10年
地方税	5,814	5,797	5,775	5,820	5,866
譲与税・交付金等	1,105	1,037	962	980	1,126
地方交付税	13,260	13,433	13,208	13,086	12,651
国・県支出金	10,060	9,228	8,941	9,076	9,733
地方債	3,950	2,223	2,556	1,299	1,901
その他	3,650	3,821	3,284	3,476	2,617
歳入合計	37,839	35,539	34,726	33,737	33,894
人件費	4,723	4,623	4,411	4,239	4,238
公債費	3,814	3,756	3,685	3,589	3,587
扶助費	5,496	5,870	5,888	5,936	6,025
義務的経費	14,033	14,249	13,984	13,764	13,850
補助費等	6,950	7,121	7,018	6,768	7,221
投資的経費	6,208	3,155	3,589	2,619	4,381
その他	10,226	10,903	9,719	10,267	8,269
歳出合計	37,417	35,428	34,310	33,418	33,721
歳入歳出差引額	422	111	416	319	173

(単位：百万円)

区 分	平成27年度 合併11年目	平成28年度 合併12年目	平成29年度 合併13年目	平成30年度 合併14年目	平成31年度 合併15年目
地方税	5,778	5,726	5,686	5,595	5,556
譲与税・交付金等	1,392	1,392	1,450	1,683	1,683
地方交付税	12,363	12,213	11,984	11,657	11,474
国・県支出金	8,793	8,342	8,060	7,946	7,986
地方債	2,036	2,100	2,503	2,547	1,619
その他	2,329	1,915	1,964	1,748	1,778
歳入合計	32,691	31,688	31,647	31,176	30,096
人件費	3,953	3,827	3,707	3,658	3,684
公債費	3,867	3,337	3,723	3,308	3,549
扶助費	6,161	6,178	6,203	6,226	6,245
義務的経費	13,981	13,342	13,633	13,192	13,478
補助費等	6,807	7,103	6,764	6,613	6,324
投資的経費	3,597	3,321	3,389	3,307	2,368
その他	8,240	7,802	7,740	7,873	7,715
歳出合計	32,625	31,568	31,526	30,985	29,885
歳入歳出差引額	66	120	121	191	211

第Ⅷ章 広域行政

1. 行政連携

むつ下北地域は、冷涼な気候に加え、半島部という地理的ハンディキャップを抱え、本県の中でも地域開発が遅れてきたことから、半島内各市町村は、古くから運命共同体的な意識を持って、地域振興に取り組んできました。

下北半島縦貫道路の整備やJR大湊線の安定的運行、むつ総合病院を中核病院とした医療連携、介護認定・知的障害（児）者施設などの福祉事業、消防・一般廃棄物・し尿処理といった民生関係事業など多くの行政分野における行政施策について、一体的取り組みをしてきました。

本市においては、こうしたこれまでの取り組みを踏まえつつ、一部事務組合（※）のあり方、施設運営の民間委託などについて一層の効率化に創意工夫を凝らし、長期的、広域的視点に立った行政機能の連携を図ります。

2. 観光連携

国定公園に指定されている当むつ下北地域は、全国的知名度を持つ日本三大霊場恐山を中心に、半島地域全体に観光資源が散在し、その相互連携が課題となってきたところです。近年、それぞれの観光スポット、ソフト整備も次第に整備が進み、より魅力を増しています。

周辺町村との観光連携を図ることによって半島内周遊観光の充実を目指すと共に、北海道道南地域、津軽地域、南部地域との連携による広域周遊観光ルートの形成を目指します。

<参考資料>

用語解説

[あ行]

ICT（情報通信技術）【あい・しー・ていー（じょうほうつうしんぎじゅつ）】

「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称で、情報・通信に関連する技術一般をいいます。従来用いられてきたIT（アイティー）とほぼ同様の意味で使用されています。ITの「情報」に加えて、「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点が特長です。

ICTマネジメント【あい・しー・ていー・まねじめんと】

費用対効果の検証や現状の診断と改善点を抽出しながら、情報システムの導入や更新、管理を行っていくことをいいます。

ITサポート【あい・ていー・さぽーと】

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの情報通信機器の使い方を助言したり、修理を行ったりするサービスのことをいいます。

アウトソーシング【あうとそーしんぐ】

アウトソーシングとは、外部（outside）の経営資源（source）を活用することと定義されており、外部の専門企業などに業務を委託することをいいます。

アプリケーション【あぷりけーしょん】

ワープロ・ソフト、表計算・ソフト、画像編集・ソフトなど、作業の目的に応じて使用するソフトウェアのことで、「アプリ」ともいいます。

一部事務組合【いちぶじむくみあい】

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合です。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的であるなどの理由で設立されるもので、ゴミ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立されています。

一般財源【いっばんざいげん】

収入した時点でその用途が特定されないで、地方自治体の裁量によって使用できる財源を一般財源といい、地方税や地方交付税などがあります。一方、収入の段階で用途が特定さ

れている財源で、国庫補助金や地方債、使用料などを特定財源といいます。

インフラ【いんふら】

「Infrastructure」（インフラストラクチャー）の略称で、日本語では一般的に社会基盤と訳されます。具体的には、道路、港湾、学校、病院、上下水道施設など、産業活動や日常生活を支える基盤となる施設をいいます。

AED（自動体外式除細動器）【えー・いー・でいー（じどうたいがいしきじょさいどうき）】
心臓の心室細動の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のことをいいます。

NPO【えぬ・ぴー・おー】

「Non-Profit Organization」（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略語で「非営利組織」や「非営利団体」と訳され、住民が行う自由な組織的社会貢献活動として、営利を目的としない民間組織のことをいいます。

オープンカレッジ【おーふんかれっじ】

大学と行政などが年齢、学歴等を問わず、市民に広く開放する公開講座をいい、本人の選択により、自由に講座を履修することができます。

温室効果ガス【おんしつこうかがす】

温室効果ガスとは、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称で、水蒸気、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当します。これらは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがありますが、近年、人間活動の活発化に伴い、温室効果ガスの濃度が高まり大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球温暖化が進行しています。

[か行]

海岸保全施設【かいはんほぜんしせつ】

高潮や波浪、津波などによる被害を防止するためのもので、堤防・突堤・護岸・消波ブロック堤等の種類があります。

学芸員【がくげいいん】

博物館（動物園、植物園、水族館、科学館、美術館、資料館等を含む）資料の収集や保管、展示及び調査、研究などを行う、博物館法に定められた専門的職員をいいます。

各種ツーリズム【かくしゅつーりずむ】

ツーリズムとは、旅行、レクリエーションのことをいい、都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむグリーンツーリズム、島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせるブルーツーリズムなど、第1次産業と連携した余暇活動があります。また、自然の生態系や歴史的文化的な遺産の保護と保全という活動に、観光という余暇活動を加えたものなど、環境や社会的な活動を含めたエコツーリズムなどもあります。

合併処理浄化槽【がっぺいしよりじょうかそう】

トイレ、台所、洗濯、風呂などの生活排水を一括して処理する浄化槽で、平成13年4月1日より、浄化槽法が改正され、新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置するよう義務付けられました。

簡易水道【かんいすいどう】

農山漁村等の集落で、給水人口が101人以上5,000人以下を対象とする水道をいいます。なお給水人口が5,001人以上の場合は上水道と呼ばれます。※給水人口とは、給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のことで、給水区域外から通勤している方や観光客は給水人口には含まれません。

環境アセスメント【かんきょうあせすめんと】

大規模な事業を実施しようとする事業者が事業計画を策定する段階から、事業の実施により事業予定地やその周囲の地域に及ぼす環境への影響について、あらかじめ調査・予測・評価するとともに、環境の保全のための措置を検討し、また、この措置が行われた場合の事業の実施が環境に及ぼす影響について、総合的に評価することをいいます。

幹線道路【かんせんだうろ】

主要地点間を結び道路網の骨格をなす重要路線のことをいいます。

既存ストック【きぞんすとつく】

形成・蓄積された公共施設や住宅等の基盤をいいます。市町村合併により、従前の市役所・役場、公共公益施設の統廃合や行政機構の再編等が行われ、旧庁舎等に余剰な空き空間が発生することから、旧庁舎等の空き空間をまちづくり・地域づくりの拠点として利活用することが望まれています。

義務的経費【ぎむてきけいひ】

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費をいいます。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされ、この義務的経費の割合が高くなると財政の硬直度は高まるといわれています。

財政の硬直化…毎年度の支出全体に占める公債費等の額の割合が高まるほど、自治体が自由に使える財源が少なくなり、これを財政の硬直化といいます。

キャリア教育【きやりあきょういく】

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいいます。

キャリア形成【きやりあけいせい】

「キャリア」とは、一般に「経歴」、「経験」等と表現され、「キャリア形成」とは、個人が必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成していくことをいいます。

居宅介護支援事業所【きょたくかいごしえんじぎょうしょ】

要介護者や家族からの依頼を受けて、在宅支援サービスの利用計画を作成するほか、サービスの利用に関する諸手続きやサービス費にかかる費用の計算、請求を代行するなど、要介護者とサービス提供事業者、行政との連絡調整を行います。また、介護に関する様々な相談にも応じています。

クラウドコンピューティング【くらうどこんぴゅーていんぐ】

企業や個人（サービス利用者）が利用するソフトウェアやデータの管理等をデータセンター（サービス提供者）に委ね、インターネットなどのネットワークを通じて利用する形態のことです。クラウドコンピューティングという名称は、コンピュータシステムのネットワークをイメージする図を、雲（英語で cloud : クラウド）の図で表すことに由来しています。

ケースワーカー【けいすわーかー】

何らかの社会的援助なしには、精神的・身体的・社会的な生活上の問題を解決できない個人や家族に対して、個別的にその問題解決を援助する職に従事する専門職員をいいます。

原子燃料サイクル施設【げんしねんりょうさいくるしせつ】

原子力発電所から出た使用済燃料を、再処理して、再び燃料として使用する一連の流れを行う施設で、再処理工場、ウラン濃縮工場などがあります。

後期高齢者医療【こうきこうれいしゃいりょう】

高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要であることから、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されます。75歳以上の方又は65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にあると認定を受けた方が対象となります。

国民皆保険【こくみんかいほけん】

国民全てが何らかの公的な医療保険に加入することをいいます。公的医療保険は、会社員が加入する健康保険、公務員が加入する共済保険といった雇用されている人を対象とする被用者保険のほか、自営業者や被用者保険の退職者等を対象とした国民健康保険があります。

公債費【こうさいひ】

自治体が借り入れた地方債等の返済に充てる経費をいいます。

交通安全施設【こうつうあんぜんしせつ】

交通安全を確保するために必要なもので、信号機、道路標識、横断歩道橋、歩道、防護柵等があります。

高齢化率【こうれいかりつ】

65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。一般的に、高齢化率が7%以上14%未満の状態を「高齢化社会」、14%以上21%未満を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」といいます。

コミュニティ活動【こみゆにていかつどう】

住民相互のふれあいや交流を促進するための行事やイベント、また、地域が抱える課題を解決するために取り組む活動のことなどをいいます。

コミュニティ自治【こみゆにていじち】

住民相互の交流が行われている地域社会により運営されているものをいいます。

コミュニティバス【こみゆにていばす】

通常の路線バスではカバーしにくいような、きめ細かい地域の公共交通需要に対応するため、自治体が運営又は支援を行い、一定地域内を運行するバスのことをいいます。通常、小型のバスが用いられ、狭い道でも運行でき、また低料金あるいは無料で運行するなど、地域住民の日常的な移動を支えます。

コンテンツ産業【こんてんつさんぎょう】

映像産業（映画産業、テレビ産業）、音楽産業、ゲーム産業、出版産業のことをいいます。

[さ行]

再生可能エネルギー【さいせいかのうえねるぎー】

一度利用しても再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーをいいます。例えば、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などがあります。

里山【さとやま】

山の奥にある森林に対して、里に近い、いわゆる近隣周辺にある森林や雑木林を意味しますが、現在では、近隣の森林等だけでなく、畑や田、用水路やため池など、農村と周囲の環境を加えた広い意味でも用いられています。

産業公害【さんぎょうこうがい】

産業活動に伴い発生する大気汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって健康や生活環境に影響を与える公害のことです。

資源管理型漁業【しげんかんりがたぎょぎょう】

漁業者が相互に話し合い、禁漁期や禁漁区を設けたり、漁具や漁法の制限を行うなど、水産資源の再生産と有効利用を図りながら経営の安定化を目指す漁業のあり方をいいます。

市債【しさい】

道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借り入れする資金のことをいいます。

市民協働【しみんきょうどう】

コラボレーション（collaboration）の訳語とされていますが、コラボレーションという言葉は芸術や産業の分野などでよく使われています。「協働」、「コラボレーション」という言葉のなかには単に一緒にやる、協力してやるというだけでなく、異質なものの出会いによって生まれる新しい相乗効果、創造性を期待する意味を込めて使われることが多いようです。協働の中でも、特に、行政が市民と協働する関係性を「市民協働」といっています。

収入未済額【しゅうにゅうみさいがく】

当該年度の歳入（収入）として見込まれた金額のうち、会計年度終了までに納入されなかった額をいいます。

シルバーハウジング【しるばーはうじんぐ】

高齢者世話付き住宅ともいい、低所得の高齢者世帯を対象に、段差の解消や手摺りの設置等バリアフリーに配慮した住宅で、生活補助員（ライフサポートアドバイザー）による一定のサービスが受けられる公営住宅のことをいいます。

主要地方道【しゅようちほうどう】

国土交通大臣が指定する主要な都道府県道又は政令指定都市の市道をいいます。高速自動車国道や一般国道と一体となって広域交通を担う幹線道路として位置付けられており、整備や維持管理に要する費用の一部を国が補助することができるとされています。

循環型環境社会【じゅんかんがたかんきょうしゃかい】

→循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）参照。

循環型社会【じゅんかんがたしゃかい】

廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものはできるだけ資源として利用し、どうしても使えない廃棄物は適正に処分することによって、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない、環境にやさしい社会のことをいいます。

使用済燃料中間貯蔵施設【しょうずみねんりょうちゅうかんちよぞうしせつ】

中間貯蔵施設は、原子力発電所で一度使い終わった使用済燃料を再処理工場で再処理するまでの間、一時的に貯蔵・管理する鉄筋コンクリートでつくられた倉庫のような施設をいいます。原子炉から取り出された使用済燃料は一定期間、発電所内の貯蔵プールで貯蔵された後、キャスクと呼ばれる容器に入れられ、中間貯蔵施設へ運ばれてきます。中間貯蔵施設では、使用済燃料を約 50 年間安全に貯蔵・管理することになっています。

常備消防【じょうびしょうぼう】

消防組織法に基づいて市町村に設置される消防本部をいいます。なお、消防本部の業務実施機関として消防署が置かれています。

食育【しょくいく】

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。

新エネルギー【しんえねるぎー】

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では、新エネルギーとして、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バ

バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されています。

新市まちづくり計画【しんしまちづくりけいかく】

「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）第5条に規定する新市建設計画として、むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会が平成16年10月に策定したもので、新市の将来ビジョンを示したものです。

人材データバンク【じんざいでーたばんく】

多くの人材データをコンピュータなどで整理・保管しておき、必要な情報を必要に応じて提供する機関又はデータをいいます。

スクールカウンセラー【すくーるかうんせらー】

いじめや不登校、学校生活における様々な悩みの相談に応じ、適切な助言をするなど、心のケアを行う専門家。保健管理を専門とする養護教員では対応が困難な事例を扱うため、心理学の専門知識を有する臨床心理士等が従事しています。

スクラップ・アンド・ビルド【すくらっふ・あんど・びるど】

老朽化した建物などを一旦取り壊し、その後、最新鋭の技術などを生かした新しい建物などをつくらたりすることをいいます。行政の分野では、新たな組織・機構を設置する場合に、既存の部・課等を改廃し、全体として組織の肥大化を防ごうとすることや、限られた財源を有効に活用するために、事務事業の改廃等の見直しを行う方式のことをいいます。

スクラム除雪【すくらむじょせつ】

地域住民と行政がスクラムを組んで通学路の歩道除雪を実施することをいいます。

生活雑排水【せいかつぎつはいすい】

家庭からの排水のうち、トイレからの排水以外のもの。台所、洗濯、風呂等からの排水のことをいいます。

生活習慣病【せいかつしゅうかんびょう】

糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称で、これらの疾患と肥満を複合する状態をメタボリック・シンドロームと呼んでいます。かつては加齢によって発病すると考えられたために成人病と呼ばれていましたが、長年の生活習慣が深く関与していることが判明してきたため、予防できるという認識を醸成することを目的として使われるようになりました。

ゼロエミッション【ぜろえみっしょん】

産業界における生産活動の結果排出される廃棄物をゼロにして、循環型産業システムを目指し、全産業の製造過程を再編成することにより、新しい産業集団（産業クラスター）を構築しようとする構想のことをいいます。

SOHO【そーほー】

「Small Office Home Office」（スモールオフィス（個人事業）・ホームオフィス（在宅勤務））の略で、IT（情報通信技術）を活用して、自宅や小さなオフィスで事業活動を行っている小規模の事業者のことを指します。働くスタイルや職種は様々であり、例えば、家庭の主婦や企業に属さない起業家などが、自宅をベースに独立・自営するスタイルなども含みます。

[た行]

多自然居住【たしぜんきょじゅう】

全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において用いられている用語で、自然環境の豊かな地域において、自然と共生するゆとりある新たなライフスタイルの実現と地域の活性化を目指すものです。

多目的バス【たもくてきばす】

通院や通学など、多様な行政サービスの一環として自治体等が有償により運行するものをいいます。改正前の旧道路運送法の条文にちなんで「80条バス（新法では79条）」と呼ばれることもあります。

第三者行為【だいさんしゃこうい】

交通事故や傷害事件、他人の飼い犬に噛まれたなどのように他人の行為が原因で負傷したり、病気になったりすることを第三者行為といいます。第三者の行為による医療費は、原則として加害者が負担すべきものとして損害賠償に含まれます。

団塊世代【だんかいせだい】

一般的に第2次世界大戦終戦後の1947年から1949年の第1次ベビーブームに生まれた世代を指します。また、その子供の世代は団塊ジュニアと呼ばれています。

男女共同参画社会【だんじょきょうどうさんかくしゃかい】

性別にかかわらずあらゆる分野への参画と能力発揮の機会が等しく保障されることを大

前提にしつつ、一人ひとりの個性が尊重される社会のことをいいます。

地域ICT【ちいき・あい・しー・ていー】

地域づくりや地域の活性化のための手段としてパソコンやインターネットなどの情報通信技術を活用することをいいます。

※IT（あい・ていー）、ICT（あい・しー・ていー）参照

地域ICTリーダー【ちいき・あい・しー・ていー・りーだー】

パソコンやインターネットなどの情報通信技術を活用し、地域づくりや地域活性化に取り組む中心となる人材をいいます。

地域経営【ちいきけいえい】

住民、NPO、行政など、地域で暮らし活動する人々が、その地域の資源（人、自然、ノウハウ、土地、資本など）を活用して、地域生活者に満足を与えるための様々な活動を通して行う地域づくり・運営をいいます。

地域高規格道路【ちいきこうきかくどうろ】

地域間の交流や連携などを促進、強化するため、高速道路などの自動車専用道路またはそれと同程度の機能・構造を有する、質の高い、一般道よりも走行性の高い道路をいいます。

地域子育て支援センター【ちいきこそだてしえんせんたー】

公共施設や保育所、児童館等で未就学児を持つ親と子ども達が相互に交流したり、また、育児相談や育児に関する情報提供も行うなど、子育ての不安や悩みを解消し、子どもの健全やかな成長を促すことを目的とした場所です。実施主体は市町村ですが、NPO法人や民間事業者等に委託する場合があります。

地域コミュニティ【ちいきこみゆにてい】

様々な共同体のことを意味し、極めて多義的な言葉です。従来は、町会・自治会など、同じ地区に居住する個人や家族によって構成され、相互扶助的な機能を持った集まりのことを指すことが多かったといえますが、近年では、趣味やボランティア活動など、一定のテーマ・目的を持つ個人等によるコミュニティも数多く見られるようになりました。

地域ブランド【ちいきぶらんど】

地域を主に経済的な側面から捉えたときの、生活者が認識するさまざまな地域イメージの総体をいいます。特産品や観光地など実体のあるものを地域ブランドというばかりではなく、「食べ物がおいしいそう」とか「海がきれい」などのイメージを連想させる地名や地形

その他無形の資産を地域ブランドとすることもあり、その概念は広くとらえられています。

地産地消【ちさんちしょう】

地元で生産された農林畜水産物を地元で消費することをいいます。

地方交付税【ちほうこうふぜい】

財政力の弱い自治体に国の税金の一部を配分する制度をいい、自治体間の税収格差を埋める財政調整機能と歳入不足を補う財源保障機能があります。

地方分権【ちほうぶんけん】

権力を中央統治機関に集中させずに、地方自治体に広く分散させることをいいます。

中心市街地【ちゅうしんしがいち】

都市の中心となる地区のことで、人口が集中し、商業、文化、行政機能が集約している地域を指します。しかし、大型商業施設や住宅、公共施設等の郊外化が進み、現在では中心市街地の衰退が深刻化しています。

貯水槽水道【ちよすいそうすいどう】

ビルやマンション等の建物で、水道管から供給される水をいったん受水槽に貯め、さらに屋上等に設置する水槽にポンプ等で汲み上げた後、各家庭に給水します。

直結給水【ちよつけつきゆうすい】

受水タンクを使用せず、水道管から蛇口までパイプで結ばれ、途中で空気に触れずに新鮮な水を供給できます。

つくり育てる漁業【つくりそだてるぎょぎょう】

増養殖場の造成や漁礁の設置等を行う事業、魚介類の稚魚を育て放流する事業、また一定区画の中で水産動植物を育てる養殖事業等を取り込んだ漁業のあり方をいいます。

デマンド交通【でまんどこうつう】

地元のタクシー会社や自治体などが運営する小型の乗合自動車で、電話等による予約により利用者を自宅などから目的地まで送迎する交通システムをいい、タクシーのような「ドア to ドア」の便利さと乗り合いによる合理性を併せ持つ交通システムとして期待されています。

電源三法交付金【でんげんさんぽうこうふきん】

発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために制定された電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法の総称）に基づき交付される交付金をいいます。発電用施設等の周辺地域における公共用施設の整備や地域の活性化に向けた事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図るとともに、電源立地を円滑に進めることを目的としています。

電子自治体【でんしじちたい】

自治体の広範な業務にICT（情報通信技術）を効果的に取り入れ、役所内のコンピュータをネットワークでつないだり、住民が必要な行政情報を個人情報保護等を行った上でインターネットを通じて住民に提供したりすること等により、行政サービスの向上、透明性の向上、行政事務の効率化等を推進する自治体のことをいいます。

天然記念物【てんねんきねんぶつ】

学術上、価値の高い動物や植物、地質や鉱物などを、国や地方公共団体（都道府県、市町村）が指定したものをいいます。国の場合は文化財保護法に基づき、地方公共団体の場合は条例に基づき指定しますが、国指定のものと分別するため、地方公共団体が指定するのは、例えば「〇〇県指定天然記念物」と、地方公共団体名を併記します。

特定健診【とくていけんしん】

特定健康診査のことで、平成20年4月から実施が義務付けられた内臓脂肪型肥満（メタリックシンドローム）に着目し、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病を予防することを目的に行われる健康診査をいいます。

特定地域振興重要港湾【とくていちいきしんこうじゅうようこうわん】

地域の振興に重要な役割を果たすことが期待できる港湾で、特定の分野・機能の強化を図り、港湾及び周辺地域の活性化を図るため、調査の実施・予算の配分等を通じて国が積極的に支援する港湾です。

特別支援教育【とくべつしえんきょういく】

幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、幼稚園から高等学校にわたって行われるもので、これまでの特殊教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて器質的な障害である視覚障害、聴覚障害、運動機能障害、知的障害等に加え、発達障害者支援法に定義されるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等も対象とする教育をいいます。

[な行]

二級河川【にきゅうかせん】

河川法の規定に基づき、国土保全上または国民経済上、特に重要な水系の河川を一級河川、それ以外の水系の河川を二級河川とといいます。一級河川は国土交通大臣が指定し、二級河川は都道府県知事が指定します。

二次交通【にじこうつう】

複数の交通機関を利用する場合の 2 種類目の交通機関で、空港や駅、港などの交通拠点から観光地等の目的地までの交通のことをいいます。主にバスやタクシーが二次交通として利用されます。

ネットベンチャー【ねっとべんちゃー】

インターネット関連のベンチャー企業（新規に興され、創業からあまり時間が経っていない企業）をいいます。

ノーマライゼーション【のーまらいぜーしょん】

障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めることをいいます。

〔は行〕

パートナーシップ【ぱーとなーしっぷ】

友好的な協力関係のことをいいます。

バイオマス【ばいおます】

バイオマスとは、生物（Bio）と量（Mass）を合わせた用語で、稲わら、食品廃棄物など、生物由来の有機性資源（石油や石炭などの化石資源は除く。）をいいます。

パブリック・コメント【ぱぶりっく・こめんと】

地方自治体など公的機関が規則や命令等を制定する際、広く公に意見や情報、改善案などを求める手続きのことで、行政手続法第 6 章の「意見公募手続き」と同意で用いられます。

バリアフリー【ばりあふりー】

元々は「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去する。」という意味で、建築用語として使用されてきました。現在では「全ての人が社会参加を行う場合に存在する物理的、社会的、制度的、心理的なあらゆる障壁を除去する。」という意

味で用いられています。

バリアフリー新法【ばりあふりーしんぼう】

高齢者、障がい者、妊婦や傷病者等が移動する際の利便性と安全性を向上させるため、公共施設や公共交通機関、通路・階段等のバリアフリー化を推進することを定めた法律のことで、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。

繁殖雌牛【はんしょくめすうし】

一般に繁殖牛と呼ばれ、肉用牛や乳用牛の子牛を産ませるために飼育される雌牛のことをいいます。

光ファイバー【ひかりふあいばー】

光ファイバーとは、銅線等が電気信号により情報を伝達するのに対し、光によって情報伝達を行う石英ガラスやプラスチックを材料としたケーブルのことです。銅線のように外部からの電波などにより影響を受けたり混信することがなく、周辺の機器に影響を与えることもないため極めて高速・高密度な通信が可能となります。

ファミリー・サポート・センター【ふぁみりー・さぽーと・せんたー】

子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方を仲介する会員制の組織をいいます。援助を受けたい会員から依頼を受け、援助を行いたい会員を紹介するなど、会員間の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。なお、相互援助活動の例として、保育施設までの送迎や放課後児童の預かり、急用の際の一時預かりなどがあげられます。

扶助費【ふじょひ】

社会保障制度の一貫として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者に対し、国や地方公共団体が行う支援に要する経費（生活保護費、児童手当等）をいいます。

物件費【ぶつけんひ】

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的経費の総称をいい、決算統計上は、職員の旅費、臨時職員の賃金、消耗品費、備品購入費、委託料などの経費があります。

不良債務【ふりょうさいむ】

流動資産（現預金、未収金、前払い金など）を流動負債（一時借入金を除く、未払い金、前受け金など）が超える部分をいいます。

ブロードバンド【ぶろーどばんど】

データ伝送の分野において広帯域のことをいいます。狭義には、複数の信号を同一のケーブルなどで送る方式を指し、近年では単に高速度で大容量のデータ転送のことを指すことが多くなっています。これにより動画の伝送など、ネットワーク上の高度なサービスが実現されています。

文化遺産【ぶんかいさん】

将来の世代へと伝承していくべき価値のある文化的な創造物の中で、遺跡や建造物などの有形のものや伝統工芸技術、踊りや祭りのような無形のものがあります。

ペレット化【ぺれっとか】

おが屑や鉋屑などの製材廃材や林地残材、古紙といった木質系の副産物・廃棄物を粉碎・圧縮し、成型して固形燃料とすることをいいます。

保安林【ほあんりん】

土砂崩壊や災害の防備、生活環境の保全など公共の目的達成のために、伐採や開発に制限を加える森林のことをいいます。

ポータルサイト【ぽーたるさいと】

元々ポータルとは、港（port）から派生した言葉で、門や入口を表し、ウェブにアクセスするために、様々なコンテンツを有する巨大なサイトをポータルサイトといいます。ポータルサイトは、検索エンジン、ウェブディレクトリ、ニュース、オンライン辞書、オークションなどのサービスを提供するなど、利用者の便宜が図られています。

ホスピタリティ【ほすぴたりてい】

主に観光業やサービス業で使用される言葉で、来訪者を心からもてなすことをいいます。

[ま行]

埋蔵文化財【まいぞうぶんかざい】

地下に埋もれたままになっている文化財のことで、住居跡や古墳、土器や石器などをいいます。

埋蔵文化財包蔵地【まいぞうぶんかざいほうぞうち】

埋蔵文化財の存在が周知されている土地のことで、国や地方公共団体が作成する遺跡台帳などに掲載されている土地のほか、文化財が存在するとして広く認められている土地をい

います。

民生委員【みんせいいいん】

民生委員法に規定された無給の援助職。任期は 3 年で、都道府県知事の推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱します。地域住民の相談に応じ、必要とされる援助を行うなど、市町村の福祉事務所等と連携しながら社会福祉に関わる活動を行っています。

木質バイオマス【もくしつばいおます】

再生可能な樹木由来の有機性資源のことで、樹木の伐採等で発生する枝葉や製材所などから発生する樹皮やのこ屑のほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあります。

MOX燃料【もつくすねんりょう】

混合酸化物燃料の略称であり、使用済燃料中に含まれるプルトニウムを再処理により取り出し、プルトニウム酸化物とウラン酸化物とを混ぜたものをいいます。

無効水量【むこうすいりょう】

漏水等が原因で利用されなかった水の量をいいます。

モータリゼーション【もーたりぜーしょん】

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化することをいいます。

[や行]

要配慮者【ようはいりょしゃ】

災害時に安全な場所に避難するなど、一連の行動に支援を要する人々のことをいいます。一般的には、重度の介護を要する高齢者や単身の高齢者、高齢者のみの世帯、外国人、乳幼児、妊婦等があげられます。

予防査察【よぼうささつ】

火災発生とそれに伴う人命危険を防ぐため、防火対象物（デパート、ホテル、ガソリンスタンド等）に出向き、建物の実態把握を行った上で、適切な指導を行うことを言います。

[ら行]

レセプト【れせぷと】

患者が受けた診療について、医療機関が診療報酬支払機関に請求するために提出する診療

報酬明細書のことをいいます。

6次産業【ろくじさんぎょう】

農林水産物（第1次産業）を加工（第2次産業）し、販売（第3次産業）までを一元的に行う産業のことで、1と2と3を足す、あるいは掛けると答えが6になることから第6次産業と呼ばれます。